



富士宮市 地域福祉推進計画

第4期 富士宮市地域福祉計画

第4期 富士宮市社会福祉協議会地域福祉活動計画

富 士 宮 市
社会福祉法人富士宮市社会福祉協議会



はじめに



「いきいきと暮らし、心をかけあう福祉のまちに」

少子高齢化や家族形態の変化、就労形態の多様化等の環境の変化に伴い、家庭や地域コミュニティの希薄化が進むほか、新たな感染症の拡大により、これまでとは異なる生活様式の実践が求められる等、社会情勢が変化しております。また、地域や家庭が抱える課題（困りごと）も複雑化しており、従来の福祉制度の枠組みだけでは十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間の課題」も顕在化しています。

このような状況を踏まえ、本市では、地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方等を明らかにしていくものとして、令和4年度から令和7年度までの4年間を計画期間とする富士宮市地域福祉推進計画を、富士宮市社会福祉協議会と一体となって策定いたしました。本計画は、「いきいきと暮らし 心をかけあう福祉のまち」を基本理念とし、地域に暮らす誰もが生きがいと役割をもち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合いながら地域共生社会を実現することを目指しています。

計画の推進につきましては、地域の方々や関係者の皆様と共に、より一層連携しながら、地域福祉の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、御協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言をいただきました地域福祉計画策定専門委員会等の委員の皆様、また関係各位に対しまして心から感謝申し上げます。

令和4年3月

富士宮市長

須藤 秀忠

はじめに



富士宮市社会福祉協議会では平成 28 年度から令和 2 年度までの富士宮市地域福祉推進計画（第 3 期富士宮市地域福祉計画・第 3 期富士宮市地域福祉活動計画）を市と社協が初めて一体的に策定し、地域福祉の推進を図ってまいりました。

現在の社会は、人口減少や高齢化が進み、更には新型コロナウイルスという新しい感染症による地域社会の希薄化が見られ、地域福祉の推進が重要になっております。富士宮市では、このような状況の中でも、地域の皆様が主体となり、住民同士が顔を合わせる場の確保や見守り活動などが実施され、地域福祉の灯火を照らし続けていただいています。こうした地域福祉活動を進める指針として令和 4 年度から令和 7 年度までの第 4 期富士宮市地域福祉推進計画を、富士宮市と一体的に策定いたしました。

結びに本計画の策定にあたりご協力いただきました策定委員会合同会議の委員の皆様、市民アンケートにご協力いただきました皆様、住民懇談会に参加していただきました皆様、その他関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

令和 4 年 3 月

社会福祉法人富士宮市社会福祉協議会

会 長 清 功

目次

第1部 富士宮市地域福祉計画

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨 1
2. 計画の期間 1
3. 計画の位置付け 2
4. 策定体制 3

第2章 富士宮市の状況

1. 人口の推移と人口構成 4
2. 要介護認定者の状況 8
3. 障がい者の状況 9
4. 災害時要援護者の状況 9
5. 生活保護世帯の状況 10
6. 地域包括支援センターの相談状況 11
7. 福祉総合相談課の相談状況 13
8. 障がい者相談支援事業所の相談状況 14
9. 家庭児童相談室の相談状況 14

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念 15
2. 基本目標 15
3. 計画の体系図 16
4. 基本目標1 地域で支えあえる仕組みづくり 17
5. 基本目標2 適切な支援を受けられる仕組みづくり 20
6. 基本目標3 安心して、いきいきと生活できる仕組みづくり 24

第4章 成年後見制度利用促進基本計画

1. 現状と課題 28
2. 具体的な取組 29
3. 評価指標及び評価方法 33

第2部 富士宮市地域福祉活動計画

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と目的34
2. 計画の期間・評価34

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本方針35
2. 活動目標35

第3章 活動計画（地区社会福祉協議会別）

1. 大宮地区社会福祉協議会36
2. 大宮東地区社会福祉協議会38
3. 大宮西地区社会福祉協議会40
4. 富丘地区社会福祉協議会42
5. 大富士地区社会福祉協議会45
6. 富士根南地区社会福祉協議会47
7. 富士根北地区社会福祉協議会50
8. 北山山宮地区社会福祉協議会52
9. 上野地区社会福祉協議会54
10. 上井出地区社会福祉協議会56
11. 白糸地区社会福祉協議会58
12. 猪之頭地区社会福祉協議会60
13. 芝川地区社会福祉協議会63
14. 柚野稲子地区社会福祉協議会65

資料編

第1部

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国では、近年の社会福祉法改正に見られるように、地域福祉の主体は地域住民であるという地域福祉の理念を明確にし、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を目指すため、地域福祉計画を福祉分野の上位計画として位置付けるなどの取組を実施しています。また、地域生活課題を解決する手段として、高齢、障がい、子どもなど縦割りのサービス提供に対する問題提起がなされてから、多機関の協働による支援体制の模索が続いています。

市では、全国に先駆け平成20年に総合相談体制を構築し、高齢者や障がい者、生活困窮者等の分野を問わず課題を受け止め、適切な支援機関につなぐ取組を実施してきました。しかしながら、8050問題に代表されるような複雑化・複合化した支援ニーズを抱える世帯に対し、各相談機関が相互に連携し取り組む体制や、潜在的な福祉ニーズを抱えた人へのアプローチを行う体制、制度の狭間となる生活課題を抱える相談者を支援する体制の構築など新たな課題が見えてきており、これらの課題に取り組むためには、福祉分野のみならず、地域経済、地域創生等の他分野との協働・融合が必要になってきています。

また、地域共生社会の実現には、市の支援体制の構築のみならず、社会的な孤立を防ぐための障がい・生活困窮への理解や地域の見守り環境の構築等、地域住民一人一人の協力が不可欠です。

市では、これまでの取組に加え、高齢者や障がい者、子どもという分野を問わず、複合的な生活課題を抱える方への支援体制を構築するなどの方針を示し、地域共生社会を実現するため本計画を策定します。

2 計画の期間

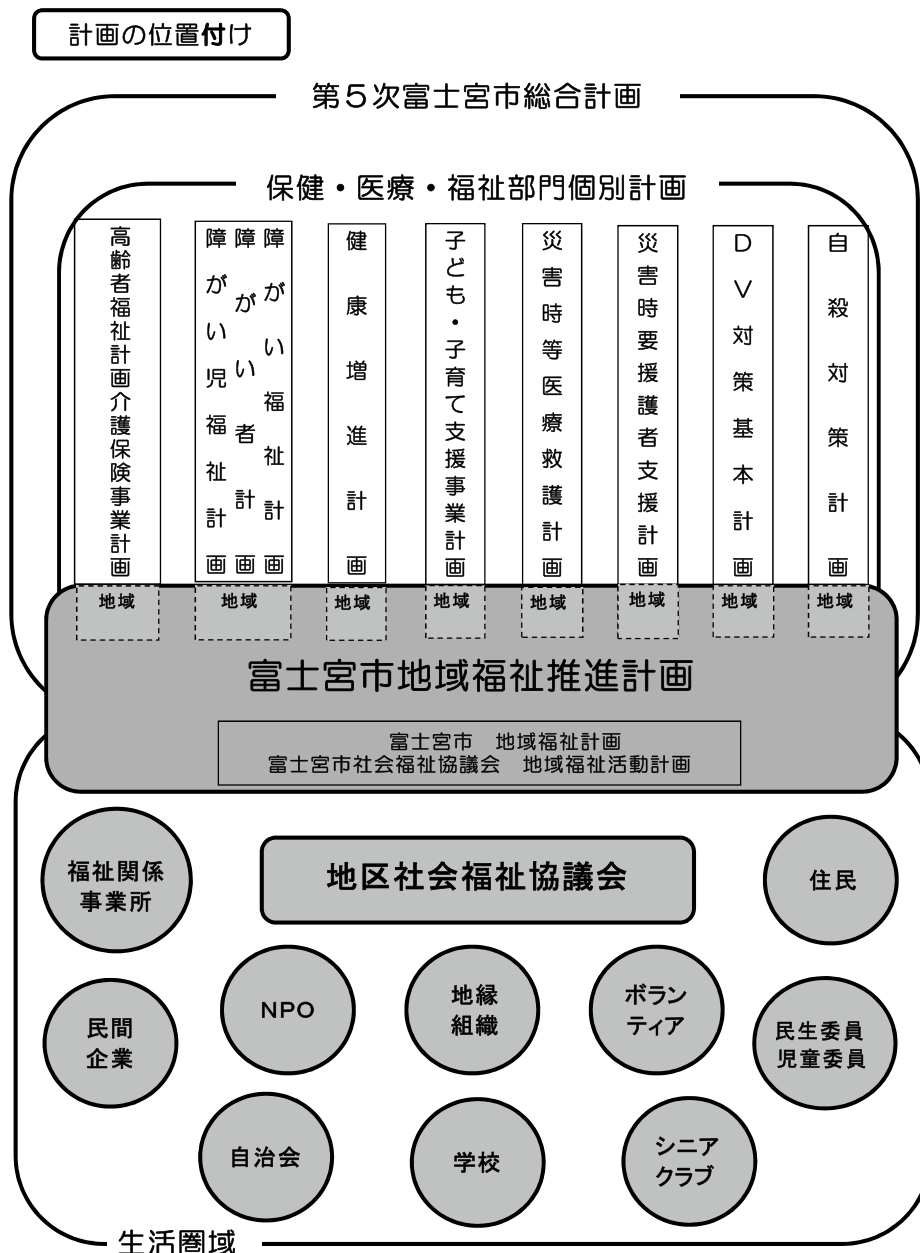
令和4年度から令和7年度までの4か年を計画期間とします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、第3期計画の計画期間を1年間延長することとし、富士宮市総合計画等と整合を図るため、第4期計画期間を定めました。

計画の進捗状況については、毎年評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 計画の位置付け

第4期富士宮市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域共生社会の実現のため、市の地域福祉施策の方向性を示す計画です。本計画は、富士宮市総合計画の分野別計画に位置付けられるものであり、「富士宮市高齢者福祉計画介護保険事業計画」、「富士宮市障がい児福祉計画」、「富士宮市子ども・子育て支援事業計画」、などの関連する個別計画との整合するように策定します。なお、この計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく成年後見制度利用促進基本計画を兼ねています。また、地域福祉活動の中心となる、富士宮市社会福祉協議会の富士宮市社会福祉協議会地域福祉活動計画を一体的に策定し、相互連携を図ります。



4 策定体制

市民の代表からなる「地域福祉計画策定専門委員会」と社会福祉協議会関係者で構成された「地域福祉活動計画策定・推進委員会」の合同会議による検討・協議を重ね、富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会に諮り策定しました。

計画の策定にあたり、市民アンケート及び市内の各相談支援機関へのヒアリング調査を実施しニーズや意見等を調査しました。また計画に市民の意見を反映させるため、令和4年1月にパブリックコメントを実施しました。

【地域福祉に関する市民アンケートの概要】

地 域：富士宮市全域

対 象 者：市内の18歳以上の方から1,000人を無作為抽出

期 間：令和3年2月1日から令和3年2月28日まで

方 法：郵送による配布、回収

回収結果：474人（回収率47.4%）

【相談支援機関へのヒアリングの概要】

対象機関：地域包括支援センター

基幹相談支援センター

障がい者相談支援事業所

生活困窮者自立相談支援事業所

子育て世代包括支援センター

青少年相談センター

富士宮市立病院地域医療連携室

期 間：令和2年12月16日から令和3年1月15日まで

第1部

第2章

富士宮市の状況

1 人口の推移と人口構成

富士宮市の人口は、平成22年の芝川町との合併をピークに、緩やかな減少を続けています。反対に65歳以上の人口は増え続けており、高齢化率は3人に1人が高齢者である状況です。

【人口構造の推移】

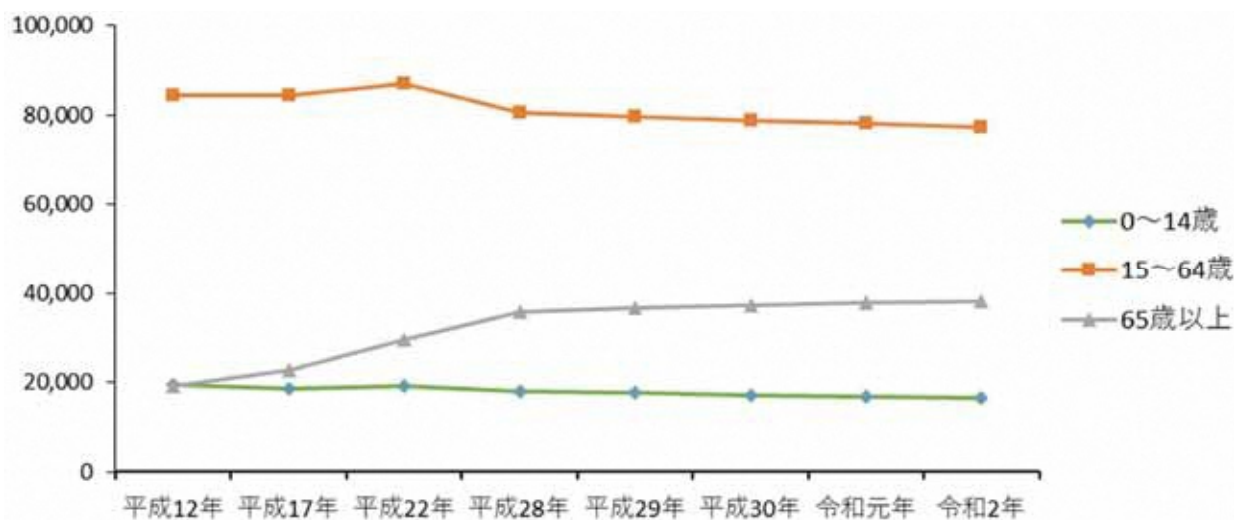
(単位：人)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	123,204	125,535	135,757	134,274	133,989	133,290	132,651	131,853
年 少 (0～14歳)	19,493	18,537	19,251	18,005	17,681	17,217	16,782	16,362
生産人口 (15～64歳)	84,523	84,316	86,905	80,433	79,677	78,744	78,047	77,258
老齢人口 (65歳以上)	19,188	22,682	29,601	35,836	36,631	37,329	37,822	38,233
高齢化率	15.5%	18.1%	21.8%	26.7%	27.3%	28.0%	28.5%	29.0%

資料：住民基本台帳

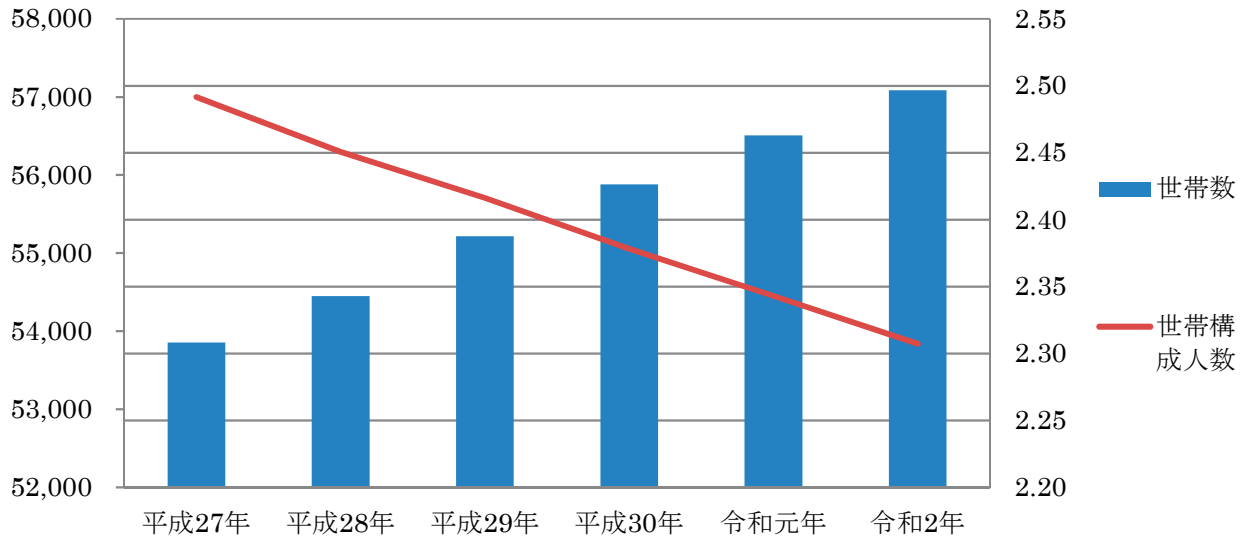
【年齢別人口の推移】

(単位：人)



世帯数の推移を見ると、世帯数は年を経るごとに増加傾向にある一方で、平均世帯構成人数は、平成27年の約2.5人から令和2年には2.31人と減少していることから、核家族化の進行が伺えます。

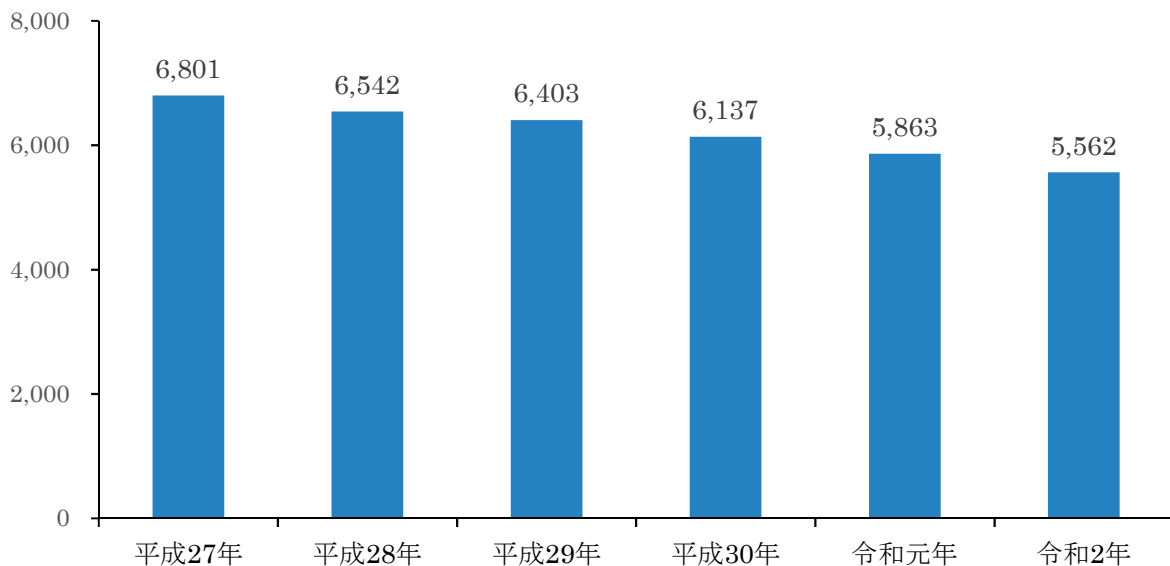
世帯数の推移



資料：住民基本台帳

6歳未満の未就学児童も減少しており、令和元年に6,000人を割っています。

6歳未満人口（単位：人）



資料：住民基本台帳

第1部 第2章 富士宮市の状況

令和2年の5歳階級別の人口構成の推移を見ると、最も多いのが45歳から49歳までの世代で、次に多いのが70歳から74歳までの、いわゆる団塊の世代となっています。

0歳から14歳までの子ども世代の人口には、大きな膨らみが見られないため、高齢化率の上昇は今後も続くと思われます。

2020年（令和2年4月1日）

（単位：人）

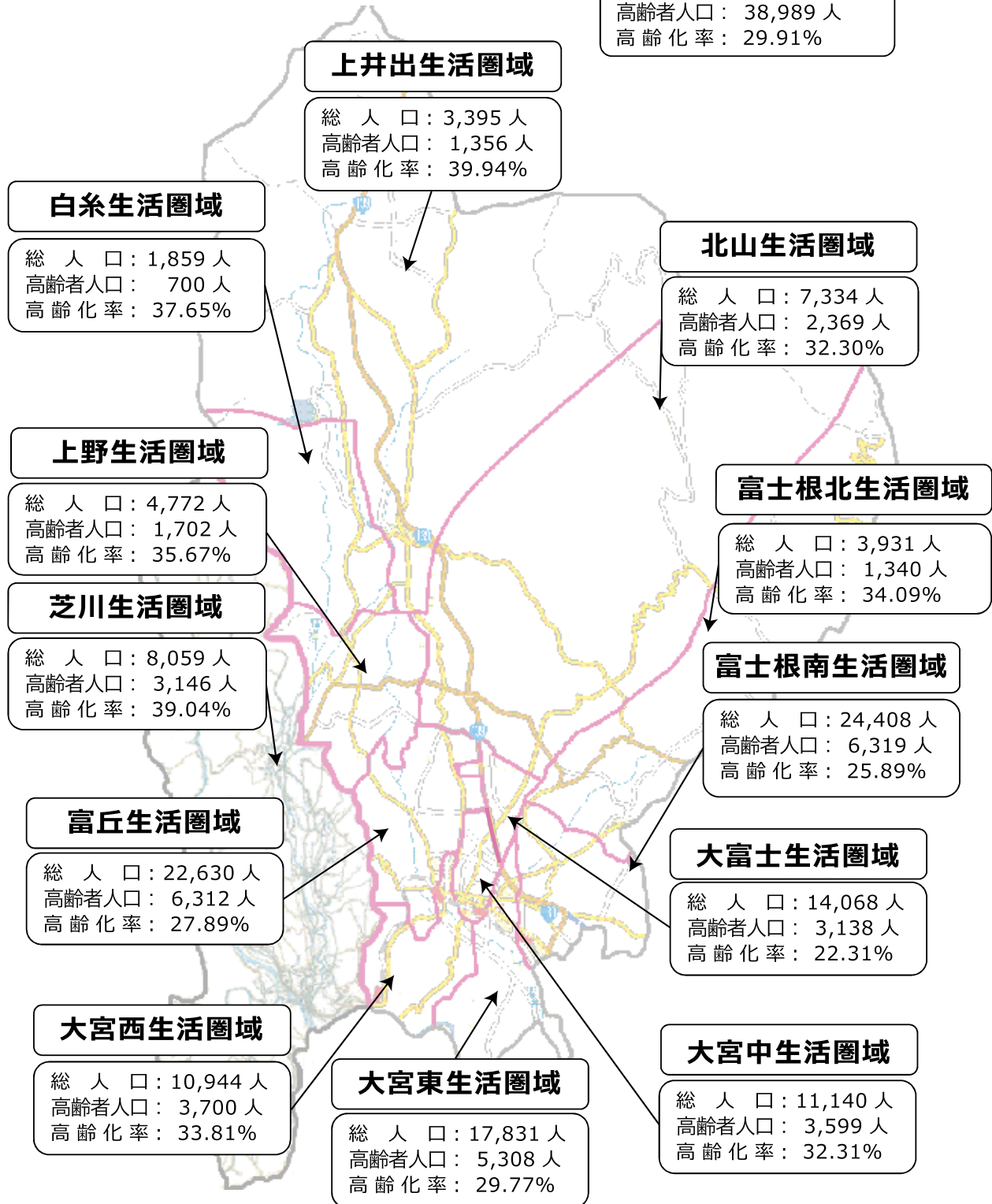


（第5次総合計画）

【生活圏域別人口と高齢化率】

※令和3年10月1日現在

総人口：130,371人
 高齢者人口：38,989人
 高齢化率：29.91%



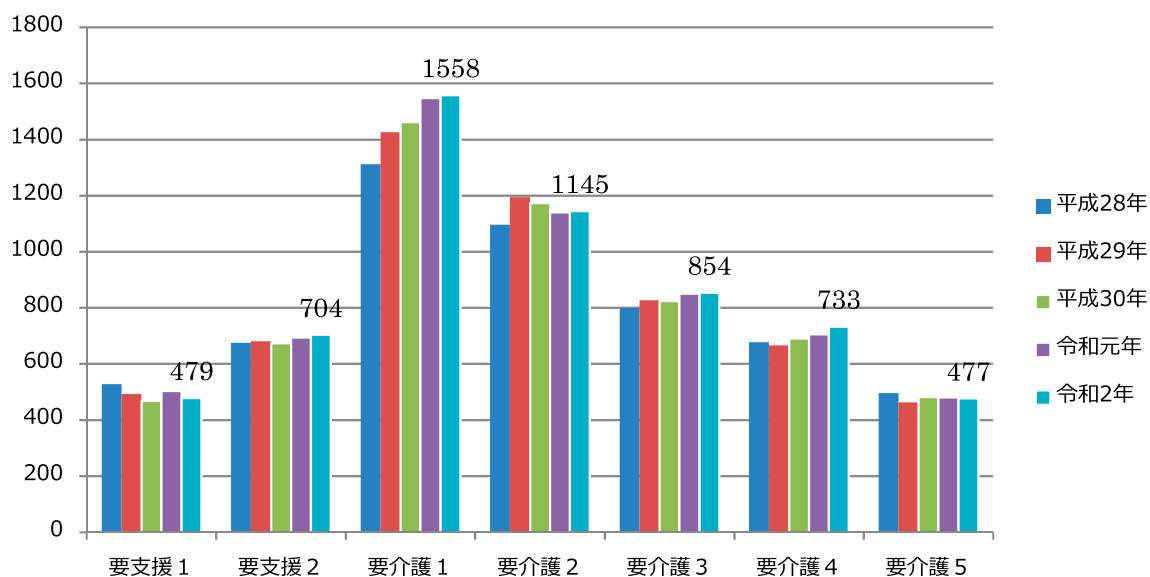
2 要介護認定者の状況

要介護認定者を見ると、認定者数は微増しており、特に要介護1の認定者の増加割合が高くなっています。

(単位：人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
要支援1	528	492	468	503	479
要支援2	675	681	674	694	704
要介護1	1,312	1,426	1,462	1,548	1,558
要介護2	1,096	1,194	1,174	1,140	1,145
要介護3	799	826	824	851	854
要介護4	677	666	691	706	733
要介護5	496	463	482	481	477
合計	5,583	5,748	5,775	5,923	5,950

【介護認定者の推移】



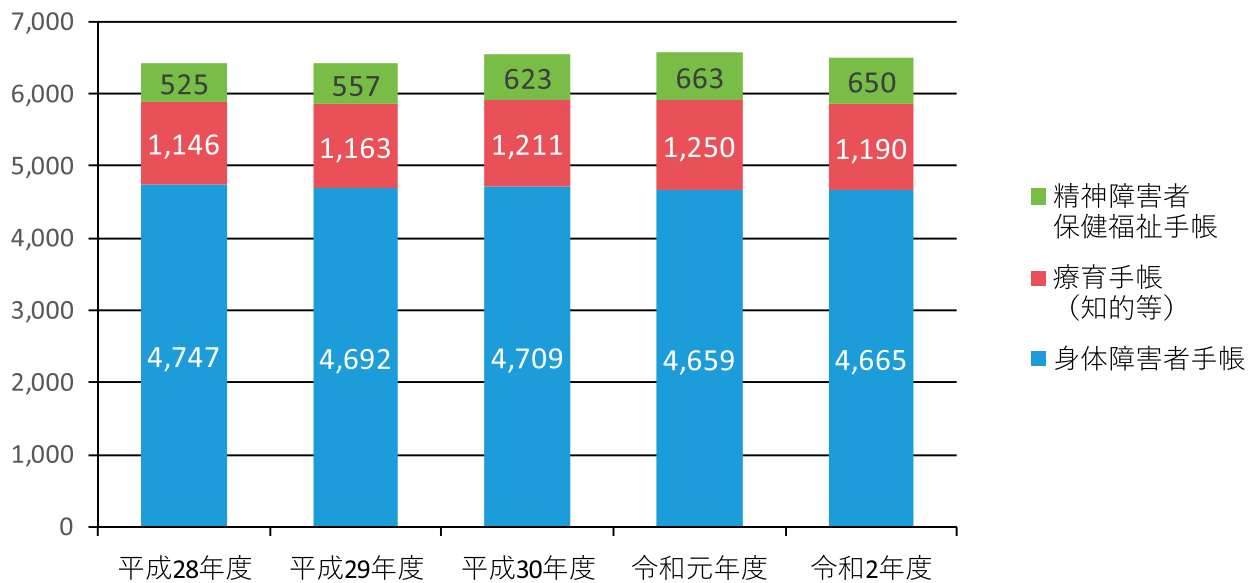
3 障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成28年度から横ばいで推移しています。療育手帳（知的障害等）及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は令和元年度まで増加しておりましたが、令和2年度には減少に転じています。

（単位：人）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者手帳	4,747	4,692	4,709	4,659	4,665
療育手帳 （知的等）	1,146	1,163	1,211	1,250	1,190
精神障害者 保健福祉手帳	525	557	623	663	650
計	6,418	6,412	6,543	6,572	6,505

【手帳所持者の推移（単位：人）】



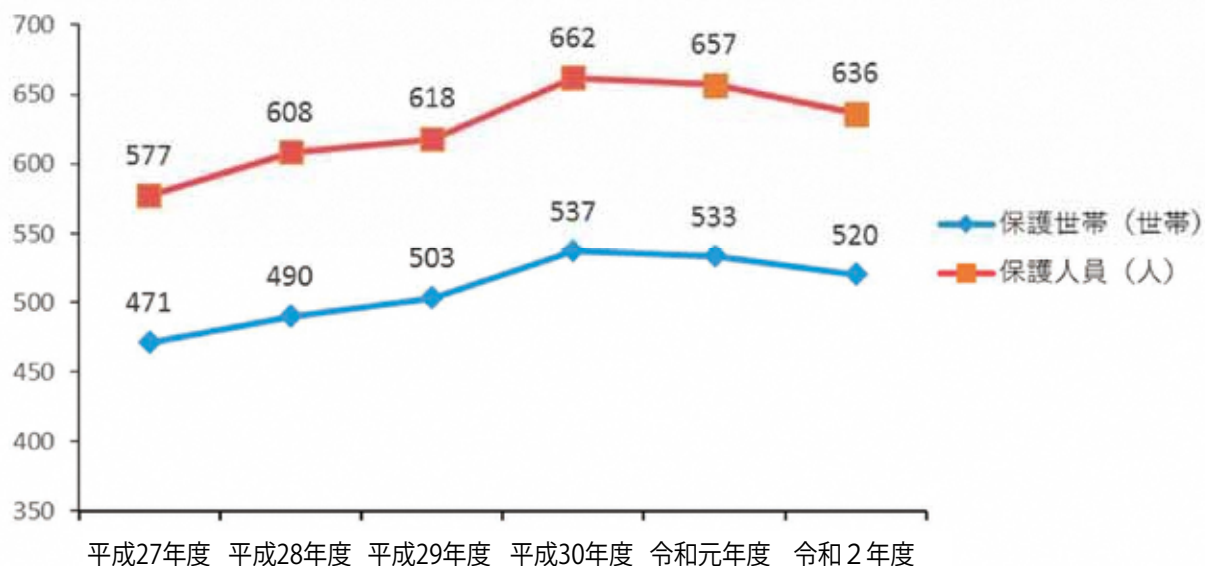
4 災害時要援護者の状況

富士宮市では災害時の情報把握、避難行動、避難所生活等に手助けが必要な在宅の方を「災害時要援護者」として台帳に登録しています。

登録を希望する方を対象に、1,356人（令和3年10月現在）が登録されており、自主防災会等へ情報提供を行い、災害時の安否確認等に対応できる体制整備を進めています。今後は、登録すべき対象者の範囲を予め市が示すこと等を検討し台帳の整備を進めます。

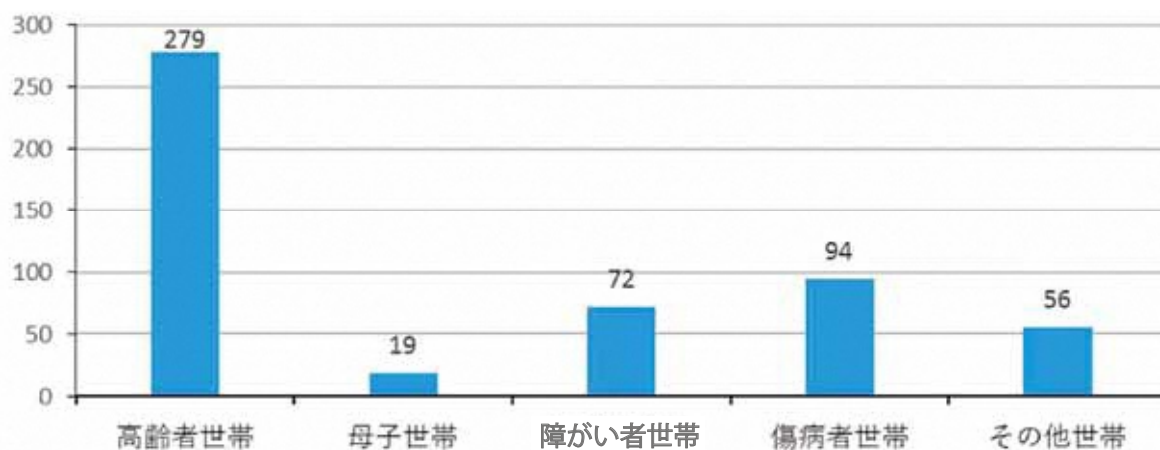
5 生活保護世帯の状況

生活保護人員及び世帯については、平成30年度をピークに僅かながら減少しています。



また、状況別に見ると、高齢者世帯が全体の約半数に上っています。

【保護世帯の状況別】



6 地域包括支援センターの相談状況

平成29年の介護保険法の改正に対応するため、市に直営地域包括支援センターを、各地域に委託地域包括支援センターを設置し、平成30年に相談支援体制を再編しました。委託地域包括支援センターは、福祉事業者に業務を委託し運営しています。市は、委託事業者をプロポーザルにより選定し、連絡会議等で連携を密にするとともに、業務を面談等により評価し業務の定着や支援の質の確保に努めています。

地域包括支援センターは、①総合相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、④介護予防ケアマネジメントの主に4つの業務を行っています。

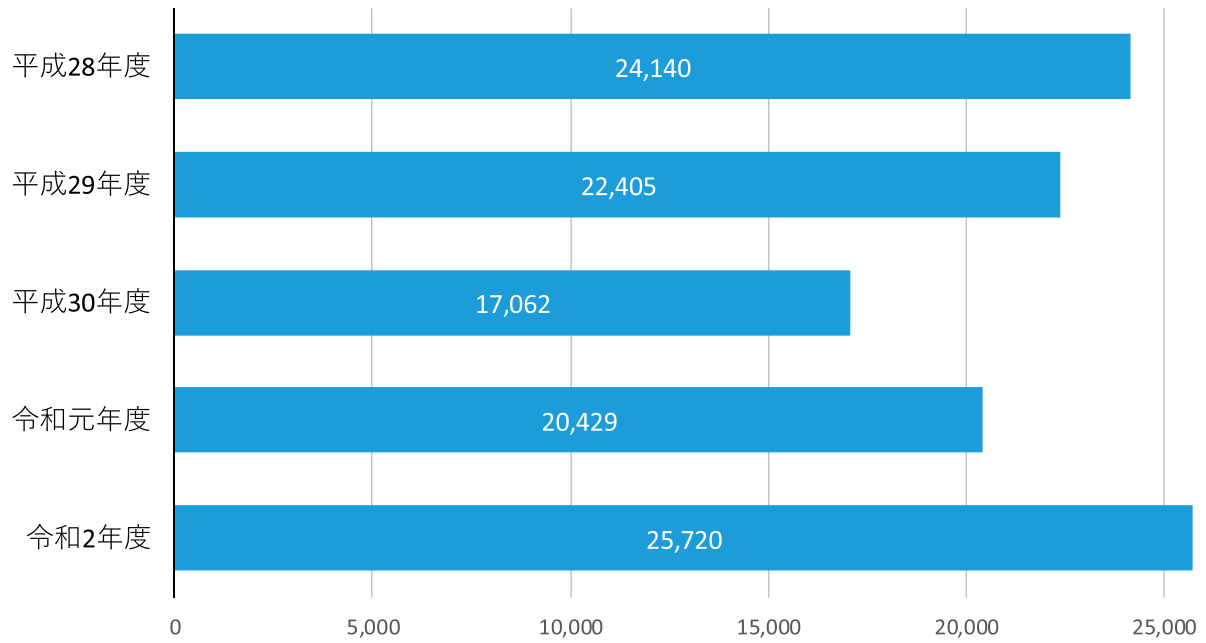
直営地域包括支援センターは、基幹型と地域型の役割を担っています。基幹型の役割として、委託包括支援センター間の連絡調整や、包括的支援事業のマネジメント、処遇困難ケースについて福祉事務所と連携し解決すること等があります。

委託地域包括支援センターは、地域型の役割を担っており担当地域を持ち、住民の身近なところで総合相談を受けています。

【相談種別・件数】

相談種別/ 件数	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	地域包括	福祉相談	地域包括	福祉相談	地域包括 (直営)	地域包括 (委託)	地域包括 (直営)	地域包括 (委託)	地域包括 (直営)	地域包括 (委託)
高齢者	1,865	16,312	1,903	14,922	1,518	12,560	1,912	14,555	1,817	18,072
障がい者	352	1,277	342	1,097	114	611	188	833	157	1,502
権利擁護	314	284	372	154	339	335	563	287	435	612
医療保健	161	489	141	548	87	297	131	426	302	510
児童(障がい児)	8	40	24	27	4	6	6	13	1	32
経済的	805	746	791	605	115	212	177	261	87	679
その他	19	1,468	33	1,446	18	846	8	1,069	15	1,499
合計	3,524	20,616	3,606	18,799	2,195	14,867	2,985	17,444	2,814	22,906

【相談件数推移（単位：件）】



7 福祉総合相談課の相談状況

福祉総合相談課（福祉相談支援係）は、高齢者、障がい者、生活困窮者等の属性を問わない福祉総合相談体制の構築等を目的に設置しています。相談者本人のみならず、相談者も含めた世帯全員が抱える困りごとを把握し、適切な相談機関につなぐために支援を行っています。

主な業務として、①福祉総合相談支援、②生活困窮者の自立支援、③婦人保護事業・配偶者等からの暴力被害に係る相談支援、④高齢者保護事業があります。

【福祉総合相談課の相談状況】

（単位：件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者	371	287	188
障がい者	239	266	221
権利擁護	128	86	81
医療保健	142	220	136
児童	16	27	15
経済的	906	1,146	1,577
その他	29	42	45
合計	1,831	2,074	2,263

※相談内容の主な傾向

- ・ひきこもり：不登校や成人し就労に挫折した等の理由からひきこもりになり、その後親が高齢化し、ひきこもりの子を支えきれなくなる事例。
- ・住まい：経済的に不安定、保証人等がないことから住居の確保が難しい事例。
- ・生活困窮：経済的に不安定な状態であるものの、生活保護や生活福祉資金貸付等の制度の条件にあてはまらない事例。
- ・病識や障害受容が無い：精神疾患はあるものの、受診拒否している事例や自身が障害を持っていることを受け入れられずサービスを拒否する事例。

8 障がい者相談支援事業所の相談状況

障がい者相談支援事業は、福祉サービス利用に係る相談やピアカウンセリングの支援、地域のサービス事業者の情報提供、権利擁護のために必要な援助を行うこと等を行っています。

障がい者が自立した日常生活を営めるよう支援につながっておりますが、中には自身が障害を持っている自覚がなく、困っていない（周囲の人が困っている）事例や、こだわりが強く他人との関わりが難しいためにひきこもりがちになる事例等、支援につなげるのが難しい事例があります。このような方への継続的支援や地域生活での支援が求められます。

相談件数は、増加傾向にあり、令和2年度は、平成28年度の約2倍の相談がありました。

【障がい者相談支援事業所の相談状況】

（単位：件）

年 度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
件 数	12,772	16,272	21,898	23,117	24,007

9 家庭児童相談室の相談状況

家庭児童相談室では、子育てや子どものしつけ、学校生活や家族関係、虐待等の問題について、相談、助言、関係機関の紹介や家庭訪問等を行っています。

全体の相談（延べ）件数は、年々増加傾向で支援を必要とする人が増えていることが伺えますが、早めに相談いただくことで、虐待等の重篤な状態を未然に防止することにもつながっています。

【家庭児童相談室における年度別相談状況】

（単位：件）

年 度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
性格・生活習慣等	{ 1 }	192	342	365	230	244	
知能・言語	{ 2 }	34	69	59	116	53	
学校生活等	人間関係	{ 3 }	238	369	410	297	272
	登校拒否	{ 4 }	678	473	487	531	602
	その他	{ 5 }	1,358	1,297	1,125	1,424	1,416
非 行	{ 6 }	233	168	83	176	97	
家族関係	虐 待	{ 7 }	659	598	513	546	529
	その他	{ 8 }	1,567	1,602	1,744	1,928	1,898
環境福祉	{ 9 }	779	850	1,157	980	1,423	
障 害	{ 10 }	302	330	344	494	530	
そ の 他	{ 11 }	210	205	358	385	548	
計	{ 12 }	6,250	6,303	6,645	7,107	7,612	

※1 その他 { 5 } 進学、進路相談等

※2 その他 { 8 } 児童に係る家庭内の人間関係（親子・兄弟関係）等

※3 その他 { 11 } 関係機関からの相談（学校、社会福祉協議会等）、18歳を過ぎた元ケース児童及びその保護者からの相談等

第1部

第3章

計画の基本理念と 基本目標

1 基本理念

この計画の基本理念は「いきいきと暮らし 心をかけあう福祉のまち」とし、全ての人が役割と生きがいをもち、お互いに支えあい、心配りをしながら、地域で暮らし続けられるような福祉のまちづくりを目指すこととしました。

2 基本目標

「基本理念」の実現を目指し、市民、地域、行政、社協が協働し、地域福祉の推進について方向性を示すため、次の3つの「基本目標」を定めます。

基本目標1 地域で支えあえる仕組みづくり

市民一人一人の地域福祉に対する理解を深め、お互いに心を掛け合う関係づくりを目指します。また、地域福祉を担う人材を増やし、住民が主体の地域福祉を推進します。

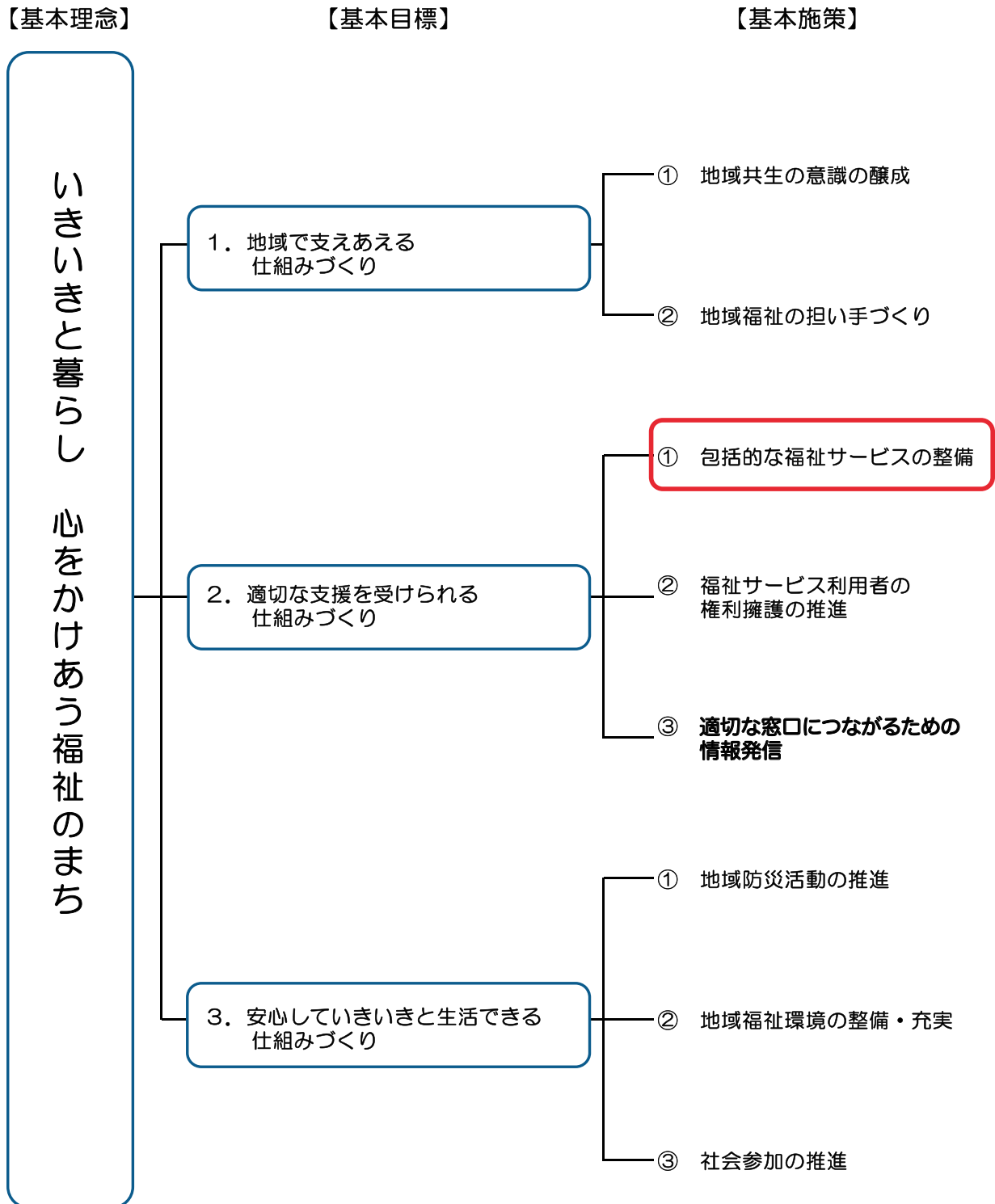
基本目標2 適切な支援を受けられる仕組みづくり

複合的な地域生活課題を抱える世帯や市民が必要な支援を受けられるように包括的な支援体制を整備します。また、市民が困った時に支援機関とつながれるよう分かりやすい情報発信を積極的に実施します。

基本目標3 安心して、いきいきと生活できる仕組みづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活するために、支援を必要とする人を置き去りにしない地域防災活動を推進します。また、社会と関わりを持ちいきいきとした暮らしを送れるよう、属性を問わない活動の場づくり等を推進します。

3 計画の体系図



※ 特に重点的に取り組む基本施策

基本目標 1

地域で支えあえる 仕組みづくり

基本施策

- ① 地域共生の意識の醸成
- ② 地域福祉の担い手づくり

基本目標1 地域で支えあえる仕組みづくり

【基本施策①】地域共生の意識の醸成

【現 状】

- 単身世帯の増加や自治会未加入者等、住民同士のつながりの希薄化により、お互いに助け合う意識は、十分に形成されていないことが懸念されます。つながりが希薄化することで、地域で困っている人の発見、対応が遅れることが危惧されます。
- アンケートからは、手助けしたい気持ちはあるものの、どのような時にどんなことが必要かわからず、行動に移せない状況が垣間見えます。

(市民アンケートより)

- ・近所の方が困りごとを抱えていることが分かった場合、「頼まれれば手助けをする」と回答した人が最も多く、全体の43.1%でした。また「どうしてよいか分からない」と回答した人は全体の11.4%でした。
- ・「日頃から親しく付き合い、お互い困った時には相談や助け合っている」と回答した人は17.7%でした（前回調査時18.9%）。「相談や助け合うまではいかないが、必要に応じて話をしている」と回答した人は、27%でした（前回調査時33.2%）。

【課 題】

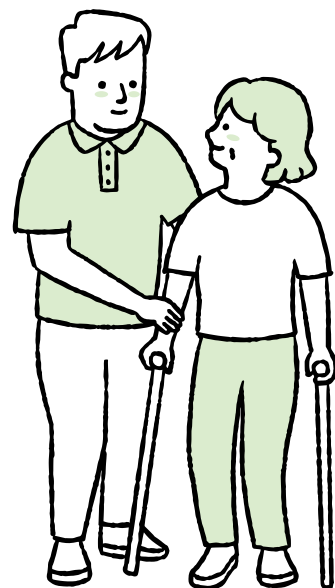
- 地域のつながりを強めることで、お互いに支えあい、助け合う意識を醸成するために、福祉に関する理解を深めていきます。
- 障がいのある人や生活困窮者等が地域で孤立するのを防ぐため、障害や生活困窮等に対する地域の理解を促進します。

【具体的な取組】

●市の取組

市民の福祉に関する理解を深め、障害や生活困窮等に対する理解を促進するために以下の取組を実施します。

- ・富士山まちづくり出前講座を活用し、支援を必要としている人が適切な支援を受けられる様に地域の役割等の理解促進を図ります。
- ・障害に対する正しい知識の普及に努めます。
- ・生活困窮者に対する理解啓発を行います。
- ・認知症サポーター養成講座を開催します。また、認知症サポーターの更なるステップアップとして「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、認知症のある人への理解を深め、共に生活できる市民を増やします。
- ・小・中学校は、富士山学習PART IIの充実や高齢者や障がいのある人、育児に関わる人との交流活動を通し、児童・生徒がやさしい福祉の心を育むことを目指します。
- ・小・中学校は、特別支援学級と通常学級との交流学习を通し、障害に対する理解の充実を図ります。
- ・社会を明るくする運動を展開することで、更生保護への理解を深め、市民の意識醸成を図ります。
- ・障がいのある人が作った製品等をふるさと納税の返礼品として取り扱い、市内外に取組等を発信することで、理解を深めます。



基本目標 1 地域で支えあえる仕組みづくり

【基本施策②】 地域福祉の担い手づくり

【現 状】

- 市の人口は、平成22年をピークに減少し続けており、特に64歳以下の人口減少が続いています。また、定年延長等、働く期間が長くなること等により地域福祉活動の担い手が不足しています。
- 地域福祉活動に参加する意欲のある人や団体を捉え、地域福祉活動を活性化させる原動力となることが望まれます。

(市民アンケートより)

- ・地域福祉活動に「参加したい」と回答した人は3.5%、「どちらかと言えば参加したい」と回答した人は28.9%いました。「参加したくない」と回答した人は5.5%、「どちらかと言えば参加したくない」と回答した人は、15.8%いました。

【課 題】

- 生活支援体制整備事業等と連携し、元気高齢者や高齢者以外の活躍の場を作ります。
- 地域福祉活動において重要な役割を担う団体等を支援します。

【具体的な取組】

●市の取組

- ・地域での福祉活動をけん引する社会福祉協議会の体制を強化するための支援を行います。
- ・介護予防ボランティアを養成します。
- ・地域で活動する保健委員を支援します。
- ・地区社協、地域寄り合い処、地域子育てサロン推進のための援助を行います。
- ・地域見守りあんしん事業を推進します。
- ・地域住民の自治会加入を促進します。
- ・社会福祉法人等の事業所に対し、社会貢献活動への働きかけを行います。
- ・若い世代が様々な地域福祉活動に参加するように働きかけます。

基本目標 2

適切な支援を受けられる 仕組みづくり

基本施策

- ① 包括的な福祉サービスの整備
- ② 福祉サービス利用者の権利擁護の推進
- ③ 適切な窓口につながるための情報発信

基本目標2 適切な支援を受けられる仕組みづくり

【基本施策①】 包括的な福祉サービスの整備

【現 状】

- 個人や世帯で複合的な生活課題を抱える相談者が増えています。
- 障がいや困窮ではないひきこもりやヤングケアラー、ダブルケア等、制度の狭間で公的支援を受けられない人が増えています。
- 市では、高齢者・障がいのある人・生活困窮者等の分野を問わない課題を受け止め対応する福祉総合相談課を設置していますが、各相談支援機関が連携・協働して支援体制を構築する多機関連携の仕組みが確立されていません。
- 制度の狭間にある人へ支援が十分に届いていません。

（市民アンケートより）

- ・ゴミ屋敷、8050問題、セルフネグレクト、単身者（身寄りのない、又は家族がいてもトラブルがある）等が増えていく中で、個人情報共有の問題、支援窓口の一本化が必要だと思われれます。（自由記述）

【課 題】

- 分野ごとの相談機関でも、その人自身や世帯に関する相談を受け、必要な支援につなげられるような体制を作ります。
- 相談後のフォローアップができるよう、関係機関の連携を強化し継続的な支援ができる体制を作ります。

【具体的な取組】

●市の取組

- ・重層的支援体制を視野にいたし、相談者の属性にとらわれず継続的に支援できる体制を構築します。
- ・支援を必要とする全ての人達に対応できる地域包括ケアシステムを構築します。
- ・ライフステージを通じた、一貫した相談支援体制を構築します。
- ・保健・医療・福祉・介護・障害・司法の連携体制を確立します。
- ・発育や発達が気になる子の早期発見に努め、療育支援につながるよう関係機関との連携を図ります。
- ・市社協、ハローワーク等と連携体制を構築します。
- ・支援につなげていない障がいのある人やひきこもりの人、ヤングケアラー、ダブルケアの実態を把握し、支援体制を構築します。
- ・専門的な医療ケアを必要とする難病患者等への広域的な支援体制を検討します。



基本目標2 適切な支援を受けられる仕組みづくり

【基本施策②】福祉サービス利用者の権利擁護の推進

【現 状】

- 判断能力の低下に伴い、財産の管理や契約行為ができない人が増えています。
- 高齢化社会の進展や核家族化に伴い、成年後見制度を必要とする人が増えているものの、制度の内容は多くの人が認知していません。

(市民アンケートより)

- ・成年後見制度を知っているかというアンケートでは、「良く知っている」と回答した人が16.8%、「制度名は知っているが、内容は知らない」と回答した人が51.0%、「制度名も内容も知らない」と回答した人が32.2%でした。

【課 題】

- 判断能力の低下した人が、成年後見制度や日常生活自立支援事業の適切な利用ができるように相談先の周知や、受け皿の充実に努めます。

【具体的な取組】

- 市の取組

認知症、知的障害等により自分ひとりで適切な判断をすることが難しい人の権利を擁護するために、第4章に示す「成年後見制度利用促進基本計画」に沿って、支援に取り組みます。

基本目標 2 適切な支援を受けられる仕組みづくり

【基本施策③】 適切な窓口につながるための情報発信

【現 状】

- 事業や制度が複雑化しており、どこに相談していいのかわかりにくい状況にあります。
- 地域で支援を必要とした人を発見した際、相談先がわからない人がいます。

(市民アンケートより)

- ・困った時、どこに相談して良いのかわからない。(自由記述)
- ・生活や地域に関する情報をどこから得ているかについて、「広報」と答えた人が最も多く79.2%でした。次いで「回覧板」が63.4%、「新聞・テレビ・ラジオ」が43%でした。

【課 題】

- 住民が気軽に相談できる場の設置や、専門的な相談ができる場を周知します。
- 分かりやすい相談窓口の周知をすすめます。

【具体的な取組】

●市の取組

- ・どのような人に情報が届いていないのか実態を把握します。
- ・情報が届いていない人に対し相談窓口の周知をします。
- ・個別のニーズに合わせた情報提供体制を整備します。

基本目標 3

安心して、いきいきと 生活できる仕組みづくり

基本施策

- ① 地域防災活動の推進
- ② 地域福祉環境の整備・充実
- ③ 社会参加の推進

基本目標3 安心して、いきいきと生活できる仕組みづくり

【基本施策①】 地域防災活動の推進

【現 状】

- 民生委員が多くの災害時要援護者を抱えていて、災害時に全員の対応が困難になっています。
- 地域の理解を深め、災害時要援護者にプランが行き届く体制を構築する必要があります。
- 災害時に災害時要援護者の安否確認をするためのルールが確立されていません。
- 一般福祉避難所で生活するために、支援が必要な人への対応が確立されていません。

(市民アンケートより)

- ・ 地域の役割に期待することとして「災害等緊急事態が起きた時の対応」と回答した人は55.8%でした。
- ・ 災害時要援護者の登録方法等について知っている人は9.7%、名称も登録方法も知らない人が65.2%でした。

【課 題】

- 災害対策基本法に対応した災害時の支援方法を整備します。
- 災害時要援護者への事前の情報提供も含めた体制を整備します。
- 福祉避難所の運営マニュアルを作成し、協力体制を整備します。
- 指定福祉避難所の指定及び受入対象者の公表を検討します。
- 支援を必要とする人が、指定福祉避難所へ直接避難できる体制を検討します。

【具体的な取組】

● 市の取組

- ・ 富士山まちづくり出前講座等を実施し、防災意識の啓発や災害時の助け合いについて理解浸透を図ります。
- ・ 災害時要援護者制度の周知・啓発活動に努めます。
- ・ 災害時要援護者の支援が民生委員に偏らないような新たな個別支援プランの作成方法を構築します。
- ・ 災害時要援護者の安否確認ができるようなルールづくりに努めます。
- ・ 福祉避難所の運営マニュアルを整備し、事業所との関係構築に努めます。

基本目標3

安心して、いきいきと生活できる仕組みづくり

【基本施策②】 地域福祉環境の整備・充実

【現 状】

- 高齢者や障がいのある人等、誰もが不自由なく利用できる施設を整備する必要があります。
- 連帯保証人や保証人がいない高齢者等の住居の確保が難しい状況があります。

【課 題】

- 公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインを推進します。
- 居住に課題を抱える人の実態を把握し、横断的な支援を検討します。

【具体的な取組】

●市の取組

- ・バリアフリー化及びユニバーサルデザインに取り組み、公共施設の機能充実を目指します。
- ・居住に課題を抱える人への横断的な支援のあり方について検討する場を作ります。

基本目標3 安心して、いきいきと生活できる仕組みづくり

【基本施策③】社会参加の推進

【現 状】

- 地域社会からの孤立やひきこもり等の問題により、社会参加できていない人がいます。
- ひきこもり、若年性認知症等の制度の狭間にある人が就労できる場や社会参加の場が不十分です。
- 属性を問わず誰もが気軽に立ち寄れる共生の居場所が少ない状況にあります。
- ひきこもりや不登校の子ども等の居場所や役割を感じられる機会の創出が求められています。
- 高齢者や障がいのある人が、不自由なく地域の活動に参加できる環境づくりを進めていく必要があります。

(市民アンケートより)

- ・運転ができない近所の人を度々車に乗せて用事につきあっているが、運転しない人でも過ごしやすい様に利用しやすい公共交通が欲しい。

【課 題】

- 誰もが気軽に参加できる共生の居場所を作ります。
- 社会とのつながりが少ない人が、社会参加できる機会を作ります。
- ひきこもり、若年性認知症等の制度の狭間にある人が就労できる場や社会参加の場を作ります。
- 地域の活動へ不自由なく参加できるように移動方法を確保します。

【具体的な取組】

●市の取組

- ・地域での自立した生活ができるように、相談支援や居宅介護支援等のサービスの充実に努めます。
- ・障がいのある人の社会参加推進のため移動支援事業の充実や手話通訳者、点字翻訳者等の人材育成に努めます。
- ・障がいのある人の日中の居場所として地域活動支援センター事業を推進します。
- ・高齢者の生きがい対策の促進を図ります。
- ・高齢者の健康づくりのための介護予防講座の実施や、介護予防ボランティアを養成し、高齢者の自主的活動及び生きがいづくりを支援します。
- ・高齢者学級を実施し、地域で高齢者が交流する場を提供します。
- ・高齢者や子どもが交流することができる場の充実を図ります。
- ・市内に設置した公民館・地域学習センターや交流センターを拠点に生涯学習講座を実施します。
- ・学習成果の発表の場として、公民館まつり等を開催します。
- ・不登校児童生徒の居場所づくりを行います。
- ・認知症のある人やその家族、住民、専門職等誰でも気軽に集え活動できる場の充実を図ります。
- ・地域寄り合い処、地域子育てサロン等との連携による健康づくりの推進を行います。
- ・福祉以外の分野と連携し、高齢者や障がいのある人等が活動する場を確保します。
- ・高齢者をはじめ、地域住民の足となる交通体系の充実に努め、利用方法を分かりやすく周知します。
- ・高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等の分野や属性を問わず利用することができる共生サービスを推進します。
- ・保健医療、福祉等の支援を必要とする罪を犯した者等への社会復帰の支援体制を検討します。

第1部

第4章

成年後見制度利用促進
基本計画

1 現状と課題

(1) 成年後見制度が必要となる背景

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、支援していく制度です。

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加が予想されます。また、障がい者を介護する方の高齢化等に伴い、今後、成年後見制度の利用が必要な障がい者が増加すると考えられます。

令和元年10月末時点における本市の成年後見制度の利用者数は243人ですが、令和元年7月に実施した高齢者施設及び障がい者施設を対象とした実態調査では、現在もしくは近い将来、制度の利用が必要と思われる人の合計は221人で、潜在的なニーズが多いという結果でした。

(2) 成年後見制度の利用支援

成年後見制度に関する相談件数は、年々増加しており、特に親族がいない又は親族がいても支援が受けられないというケースの相談が増加しています。

さらに、高齢者や障がいのある人等の成年後見制度利用にあたり、必要経費負担能力のない人に対して経費の一部又は全部を助成する成年後見制度利用支援事業の利用者も増加しています。

【成年後見制度に関する相談件数の推移】

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
269件	313件	430件	564件

【成年後見制度利用支援事業の実績】

(単位：件)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
申立費用助成 (うち市長申立)	高齢者	1 (1)	6 (5)	5 (4)	7 (7)
	障がい者	0	2 (2)	1	4 (4)
報酬助成	高齢者	4	10	8	17
	障がい者	2	2	4	6

(3) 課題

判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある人等の権利を擁護するため、支援が必要な人を早期に発見し、速やかに支援に結び付けることが重要です。

市民の成年後見制度に対する理解を高めるとともに、関係者の支援体制の構築や適切な後見人が選任される仕組みづくり、その中核となる機関の体制整備が重要です。

2 具体的な取組

(1) 中核機関の設置と運営

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関には、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能があります。

本市においては、行政と富士宮市社会福祉協議会を中核機関として位置づけ、富士宮市社会福祉協議会に市民後見人の育成及び活動支援を業務委託し、中核機関の運営を協働して行います。

【富士宮市版中核機関】

国が示す中核機関に求められる機能	富士宮市社会福祉協議会	行政 (地域包括支援センター)
広報機能	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等による普及啓発 ・講演会、研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等による普及啓発 ・講演会、研修会の実施
相談機能		<ul style="list-style-type: none"> ・相談受付 ・関係機関からの情報収集、情報集約 ・他制度との連携 ・相談体制の整備
成年後見制度利用促進機能	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・申立て支援 ・首長申立ての検討、実施 ・市民後見人の推薦 ・協議会作業部会
後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の活動支援及び後見監督人としての活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業実施要領の実施 ・後見人等への通知送付先住所登録届の受付 ・専門職による相談支援、支援チームの編成
不正防止効果		<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携ネットワーク構築 ・成年後見制度への理解促進

(2) 市民後見人の育成・支援体制の整備

近年、親族以外の第三者後見人が選任される割合が高まっています。これまでは、第三者後見人として、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が選任されることが多かったのですが、これら専門職は、受任できる件数が限られていることから、介護サービス利用契約の支援、日常生活の金銭管理などを中心に、成年後見の担い手として市民後見人への期待が高まっています。

本市としても、市民後見人を養成し、その活用を図ること等によって、市民の権利擁護を推進できると考え、市民後見人を継続的に養成・育成し、その活動を支援する取組を継続的に進めます。

【市民後見人養成と活動開始までの流れ】

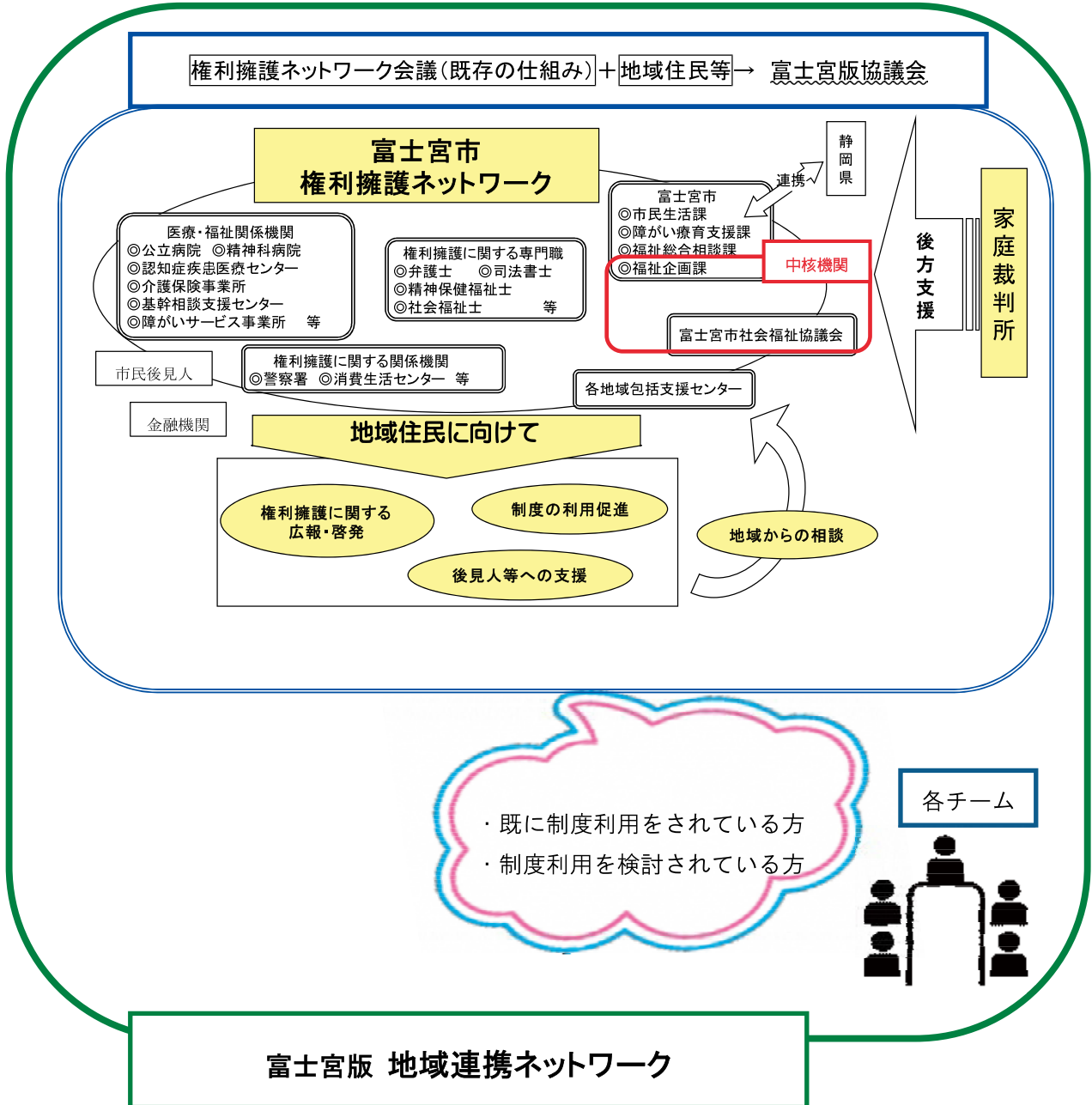
※市民後見人養成は、3年間で1サイクルとする。

	市 民	行政・市社会福祉協議会
1年目	★ 市民後見人養成講座受講 1 基礎研修（1日） 2 養成研修（9日間、講義・実習48時間） 活動継続希望者登録	市民後見人養成講座の実施
2年目	★ 市社会福祉協議会における権利擁護事業に従事 ★ 市民後見人名簿登録 市民後見人名簿登録選定支援実施	1 権利擁護事業従事者への指導・監督 2 フォローアップ研修実施 3 市民後見人名簿登録者の選定・名簿作成 4 市民後見人名簿登録証発行
3年目	★ 市民後見人の受任	市：家庭裁判所へ市民後見人を推薦 市社協：市民後見人の後見監督人として活動

(3) 権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり

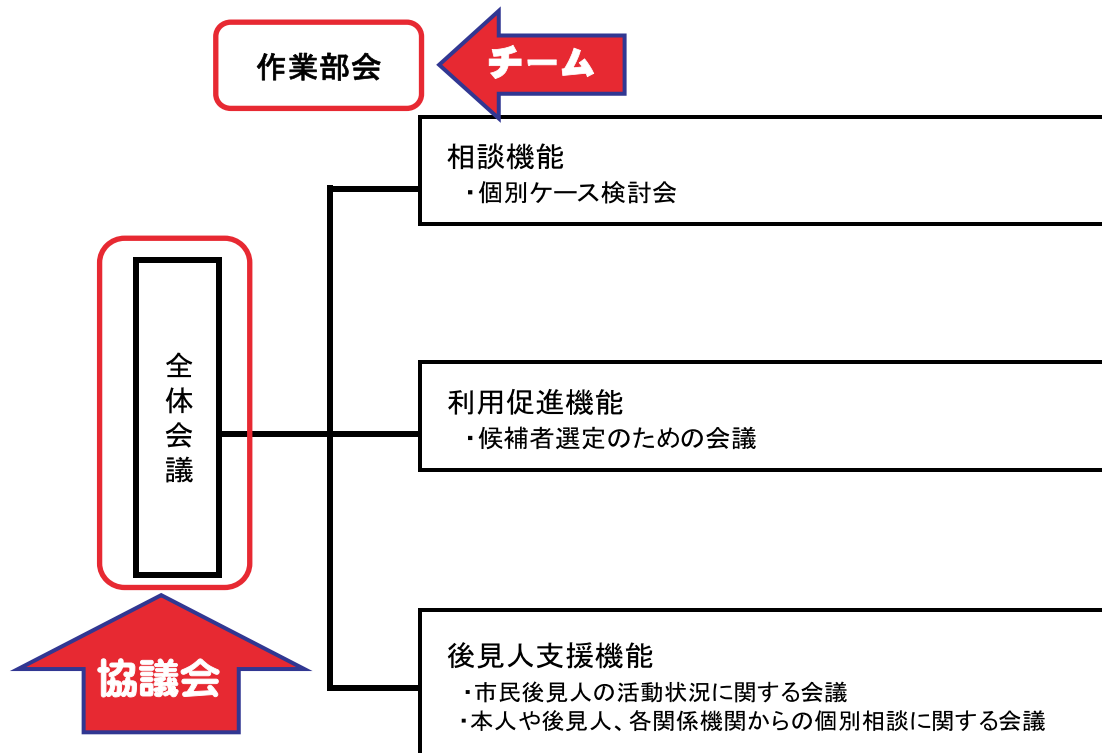
必要な人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、既存の保健・医療・福祉の支援ネットワークを活かすとともに、新たに市民、金融機関及び家庭裁判所との連携により、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

【地域連携ネットワークの全体イメージ図】



協議会は、協議会のメンバーが全員集まり多職種間の連携強化、権利擁護に関する課題の検討、調整、解決策等を協議する全体会と、個別ケースの検討等チームとして支援する案件が生じた際、必要に応じて招集する作業部会の2層構成とします。

【協議会の構成図】



【地域連携ネットワークにおける役割】

	主な役割
市民	成年後見制度について理解する 成年後見制度の利用が必要だと思われる人を専門職につなげる 市民後見人養成講座や権利擁護に関する講演会に参加する
地域	成年後見制度の利用が必要だと思われる人を専門職につなげる 市民後見人の活動を理解し、その活動に協力する
専門職	成年後見制度について理解を深め、成年後見制度の利用が必要な人を適切に制度につなげる 中核機関及び地域包括支援センターとの連携を強化する サービス提供をする際に本人の意思決定について支援する 成年後見人等の活動を理解し、ともに本人の支援を行う
市社会福祉協議会	中核機関として、行政と協働し運営を行う 市民後見人の育成や活動支援を行う 法人後見事業を行う 市民及び専門職に対して成年後見制度の普及・啓発を行う
行政	相談機能を充実させる 市民及び専門職に対して成年後見制度の普及・啓発を行う 中核機関として、権利擁護に関する全市的な体制を整備する 富士宮市権利擁護ネットワーク会議を開催する

3 評価指標及び評価方法

本計画に基づき、各取組及び事業の進捗管理を行うとともに、効果等に関する評価を加え、改善を図ります。

評価方法については、下記評価指標に基づき、富士宮市権利擁護ネットワーク会議において、進捗状況や実施状況等を確認評価することにより、必要に応じて計画の見直し等を行います。

具体的な取組における評価指標

取組内容	評価指標
成年後見制度の普及・啓発	市民及び専門職向け講演会及び研修会の開催回数
相談体制の充実	地域包括支援センターの相談件数
成年後見制度利用支援	市長による審判の申立件数
	後見人等報酬助成件数
中核機関の設置運営及び具体的業務（担い手の育成）	市民後見人養成及びステップアップ講座の開催回数及び参加人数
地域連携ネットワークづくり	権利擁護ネットワーク会議の開催回数（全体会及び作業部会）
	受任者調整（マッチング）件数

【資料】

1 高齢者人口の将来推計

年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
高齢者人口	34,646 人	37,705 人	38,143 人	37,274 人	36,493 人	37,479 人

2 認知症高齢者の将来推計

年	平成 29 年	令和 2 年	令和 7 年
認知症高齢者数	5,346 人	6,025 人	7,797 人

3 療育手帳及び精神保健福祉手帳の所持者数

（単位：人）（各年度 4 月 1 日現在）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
療育手帳	1,163（新規 53）	1,211（新規 48）	1,250（新規 54）	1,190
精神保健福祉手帳	557	623	663	650

第2部

第1章

地域福祉活動計画の 策定にあたって

1 計画策定の趣旨と目的

現在の日本は少子高齢化の影響で人口減少が進み高齢者世帯が増加する中、地域住民同士のつながりの希薄化、核家族の増加、ひきこもり生活を送る人の増加、8050問題、生活困窮者の増加などにより、社会的孤立や経済的困窮など公的な制度や施策だけでは補うことができない福祉課題が噴出しています。このようなことから地域における人と人とのつながりを大切にするとともに、誰もが安心して暮らすことのできる地域をつくり、その地で暮らすすべての人々が住み慣れた場において、家族や近隣とのつながりを保ち、住民同士の支え合いによる支援と公的なサービスの充実を両輪とした地域福祉の推進が必要です。

地域福祉計画は、各地方自治体が主体的に取り組むこととなっており、地域住民の意見を十分に反映させながら策定する計画であり、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものです。地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項ですが、策定は努力義務ということもあり未だに計画を策定していない自治体もあります。一方、地域福祉活動計画は市社会福祉協議会が呼びかけて住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする福祉サービス事業を営むものが相互協力して地域の中の福祉課題を発見し、それらを解決するために取り組むべき事項や目標などを具体的に表した民間の活動・行動計画です。「地域福祉活動計画」は地域福祉ニーズが多様化・複雑化している中で、公的な福祉制度のみに頼らず、住民参加による地域の支えあいを実現していくために市の策定する地域福祉計画と共有し、役割分担を行い連携していくことが必要となります。富士宮市社会福祉協議会は、地域福祉活動計画を策定する目的として、地域で暮らすすべての人々が安心して生活するために制度や分野ごとの「縦割り」をなくして支え手や受け手、人や社会資源が世代や分野を超えてつながり、地域住民や地域の多様な主体がその地で暮らす人々に起きている困りごとを「我が事」として捉えて、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指します。

富士宮市ではこの両方の計画を一体的に策定し「富士宮市地域福祉推進計画」としています。今期の計画では市内に14ヶ所存在する地区社協ごとに住民懇談会を実施し、地域の問題点と課題に対してその解決方法を話し合い、計画に組み込みました。

2 計画の期間・評価

この計画は令和4年度を初年度とし、令和7年度までの4年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や他計画との整合性を図るため、年1回評価し、必要があれば見直しを行います。

第2部

第2章 計画の基本的な 考え方

1 基本方針

近年、高齢者独居世帯や高齢者のみ世帯の増加、8050問題、生活困窮者の増加など福祉に関する問題は複雑・多様化しています。富士宮市社会福祉協議会では、こうした社会構造の変化、人々の暮らしの変化を踏まえて子どもから高齢者、障がいのある人、その他生活するうえで何らかの生きづらさを抱えている人などすべての人々が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らしていけることを目指し、市内14ヶ所の各地区社協ごとの取組を明確にした地域福祉活動計画を定めます。

2 活動目標

令和3年度に市内14地区社協エリアで住民の中からあがったそれぞれの地域の福祉課題について話し合う住民懇談会を開催し、解決する方法を話し合いました。地域福祉活動計画は、住民懇談会の中で出た意見を基にそれぞれの地域のニーズにあった支援方法を具現化し、福祉課題を克服することを目標としています。今回策定した計画は、各地区社協の令和4年度から令和7年度までの地域福祉活動の指針となります。

富士宮市社会福祉協議会では毎年、各地区社協で計画の進捗を確認するための会議を開催し、地域福祉活動計画策定・推進委員会に諮りながら活動を進めていきます。その結果を基に必要ながあれば計画の見直しを行います。



第2部

第3章 活動計画 (地区社協別)

1 大宮地区社会福祉協議会

【現状と問題点】

- ①自治会に入らないためいろいろな活動に参加せず周囲の人との付き合いがない人がいる。
 - ・交流がないので孤立、孤独が心配。
 - ・個々の生活実態が分からないので周囲から踏み込むことができない。
- ②周囲に困りごとを相談できない高齢者世帯がある。
 - ・ゴミ出し等が困難でも近隣住民には助けを求めない。
 - ・困りごとの相談を直接地域包括支援センターにするので近隣住民が声をかけて良いか迷ってしまう。
- ③老老介護世帯で不安を感じている人がいる。
 - ・老老介護で共倒れになることがある。
- ④ 8050 世帯の増加。
 - ・親亡き後の子の生活が困窮し周囲から孤立する可能性が高い。
 - ・自らSOSを出すことが難しい。

【課 題】

課 題	活動者
①自治会に入らない人の実態を把握する。実態把握ができれば自治会に加入してもらう方法を検討する。	地区社協・市社協
②地域の高齢者世帯の困りごとの実態調査をする。	地区社協・市社協
③老老介護世帯の実態を把握する。把握できれば具体的な支援方法を検討する。	地区社協・市社協
④ 8050 世帯の実態を把握する。実態把握ができれば支援方法を検討する。	地区社協・市社協

【具体的な取組】（●：地区社協が行うこと ●：市社協が行うこと）

課題① 自治会に入らない人の実態を把握する。実態把握ができれば自治会に加入してもらう方法を検討する。	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
● 区長会と協力し自治会加入を促すチラシなどを作成する。	策定	準備	実施	→	
● 自治会に入らない人を隣保班毎に調査する。	策定	準備	実施	→	
● 自治会に入らない人の実態を把握して情報を共有する。	策定	準備 実施	→		

課題② 地域の高齢者世帯の困りごとの実態調査をする。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
① 高齢者世帯を対象とした見守りネットワークの構築。	策定	準備	→	実施	→
② ワンコインの有償ボランティアなどを自治会ベースにして作ることを検討する。	策定	準備 実施	→		

課題③ 老老介護世帯の実態を把握する。把握できたら具体的な支援方法を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
① 老老介護世帯を対象とした見守りネットワークの構築。	策定	準備	→	実施	→
② 困りごとを相談できない高齢者について民生委員と協働して地域包括支援センターに橋渡しを行う。	策定	継続	→		
③ 老老介護向けのサービスの種類や手続きなどを分かりやすく提示する。	策定	準備 実施	→		
④ 老老介護世帯の情報を地区社協と市社協で相互共有する。	策定	準備 実施	→		

課題④ 8050世帯の実態を把握する。実態把握ができたら支援方法を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
① 8050世帯を対象とした見守りネットワークの構築及び支援を考える。	策定	準備	→	実施	→
② 8050世帯について隣保班や町内会長から情報を得て地域包括支援センターに繋ぐ。	策定	準備 実施	→		



企画委員会



三世代ふれあい交流会

2 大宮東地区社会福祉協議会

【現状と問題点】

- ①移動手段のない高齢者がいる。
 - ・運転免許証を返納した高齢者が増えてきている。
 - ・買い物や病院に行くのにバスやタクシーが使いにくい。
 - ・地域の中で坂道が多いので徒歩や自転車などに乗ることが大変。
- ②アパートに住む外国人が多くいる。
 - ・ゴミ出しなどのルールを守らない。
 - ・近隣住民とのコミュニケーションが取れない。
- ③8050問題を抱える世帯がある。
 - ・親亡き後の子の生活が困窮し周囲から孤立する可能性が高い。
 - ・自らSOSを出すことが難しい。
- ④地域で暮らす障がいのある人や高齢者の独居世帯、高齢者のみ世帯が増えている。
 - ・孤立する可能性が高く孤立死する恐れがある。

【課題】

課題	活動者
①移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。	地区社協・市社協
②地域に暮らす外国人の実態を把握する。実態把握ができれば自治会に加入してもらう方法を検討する。	地区社協・市社協
③8050世帯の実態を把握する。実態把握ができれば支援方法を検討する。	地区社協
④障がいのある人や高齢者の独居世帯、高齢者のみ世帯の実態を把握する。把握できれば支援方法を検討する。	地区社協

【具体的な取組】（●：地区社協が行うこと ●：市社協が行うこと）

課題①移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
● 地域の福祉施設の送迎車の空いている時間に送迎を依頼する。	策定	準備 実施	→		
● 出張商店街の招致を検討する。	策定	準備 実施	→		

課題② 地域に暮らす外国人の実態を把握する。実態把握ができれば自治会に加入してもらう方法を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
① 地域に暮らす外国人に隣近所の人がまずあいさつをしてコミュニケーションを取ることや戸別訪問を行い実態を調査する。	策定	準備 実施	→		
② 市社協が地区社協で企画した行事などへのサポートを行う。	策定	準備 実施	→		

課題③ 8050世帯の実態を把握する。実態把握ができれば支援方法を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
① 8050世帯の実態を把握し、把握できたらイベントへの参加を促して交流を図る。	策定	準備 実施	→		

課題④ 障がいのある人や高齢者の独居世帯、高齢者のみ世帯の実態を把握する。把握ができれば支援方法を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
① 民生委員を中心に地域の高齢独居者の実態を把握して声かけを行う。	策定	継続	→		
② 障がいのある人、80歳以上の独居や高齢者のみ世帯への友愛訪問を行う。	策定	継続	→		



黒田見守り活動



ふれあい交流会

3 大宮西地区社会福祉協議会


【現状と問題点】

- ① 8050 世帯が増加している。
 - ・ 親亡き後の子の生活が困窮し周囲から孤立する可能性が高い。
 - ・ 自分達からSOSを出すことが難しい。
- ② 学童保育が少ない。
 - ・ 両親共働きや1人親世帯の増加で長時間労働する親が増えているが放課後の子どもの居場所が少ない。
- ③ 移動手段のない高齢者。
 - ・ 買い物や病院に行くことが難しい。
 - ・ バスなどの公共交通機関が少ない。
- ④ シニア（老人）クラブの加入者が減り消滅するクラブがある。
 - ・ 会長、副会長などの役を受ける人がいない。
 - ・ 加入したくなる魅力のある活動が少ない。
- ⑤ 自治会に加入しないマンションの住人。
 - ・ 地域と関わりのない人が増えている。

【課題】

課題	活動者
① 8050 世帯の実態を把握する。実態把握ができれば支援方法を検討する。	地区社協
② 学童保育の利用希望のある児童の実態を調査する。実態把握ができれば地域でできる放課後の児童の支援を検討する。	地区社協
③ 移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。	地区社協
④ 地域の 60 歳以上の方がシニアクラブに積極的に入会してもらう方法を検討する。	市社協
⑤ 自治会に加入しないマンション住民が自治会へ加入してもらう方法を検討する。	地区社協

【具体的な取組】（●：地区社協が行うこと ●：市社協が行うこと）

課題① 8050 世帯の実態を把握する。実態把握ができれば支援方法を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
● 地域のネットワークで 8050 世帯を発見し、地域包括支援センター等の専門機関へつなげる。	策定	準備 実施			

課題② 学童保育の利用希望のある児童の実態を調査する。実態把握ができれば地域でできる放課後の児童の支援を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 学童保育を実際に利用したい人の数を調査する。	策定	準備 実施	→		
地 放課後の児童の支援について、市子ども未来課などの専門機関の職員を地区社協の会議に招いて検討していく。	策定	準備 実施	→		

課題③ 移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 宮バスの利用実態について、回覧板を活用することや、寄り合い処に協力してもらい調査する。	策定	準備 実施	→		
地 上記の調査をもとに、宮バスの時間・本数について検討していく。	策定	準備 実施	→		

課題④ 地域の60歳以上の方がシニアクラブに積極的に入会してもらおう方法を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
市 趣味が多様化しているため、シニアクラブの中にいくつかの趣味のサークルを作りクラブの魅力高められるよう、シニアクラブ関係者と相談しながら検討していく。	策定	準備 実施	→		

課題⑤ 自治会に加入しないマンション住民が自治会へ加入してもらおう方法を検討する。

地 自治会未加入者の多いアパートのオーナーと自治会加入についての話ができるか検討していく。	策定	準備 実施	→		
地 自治会費の支払いに負担を感じている高齢者等のことを踏まえて、自治会に入りやすくなるように会費を安くできるか相談していく。	策定	準備 実施	→		



子ども福祉委員会



推進委員研修会

4 富丘地区社会福祉協議会

【現状と問題点】

- ① 周囲に困りごとを相談できない高齢者がいる。
 - ・ ゴミ出し等が困難でも近隣住民には助けを求めない。
 - ・ 日常の買い物ができない。
- ② SOS を発信しない困りごとを抱えた人。
 - ・ 発達障がいの方やひきこもりがちの方、認知症のある人が住んでいるが、家族が隠すので気にかけることが難しい。
- ③ 民生委員の仕事が多すぎる。
 - ・ 気になる方の支援を民生委員が中心に頑張っているが手が回らない。
- ④ 地域に暮らす外国人。
 - ・ 地域のルールを守れない方が多い。
 - ・ 地域行事に参加しない方が多い。
- ⑤ 高齢者で移動手段がない人がいる。
 - ・ 買い物に行くことや通院の際に移動することが難しい。
 - ・ 運転免許証を返納した人がいる。
 - ・ 坂道が多く側溝に蓋もない場所も多いので歩行に困難を抱えている人が心配。

【課題】

課題	活動者
① 地域の高齢者世帯の困りごとの実態調査をする。	市社協
② 困りごとや心配ごとを気軽に相談できる方法を検討する。	地区社協・市社協
③ 民生委員以外の多くの人に福祉活動に携わってもらう方法を検討する。	地区社協
④ 地域に暮らす外国人の実態を把握する。実態把握ができれば地域と交流できる方法を検討する。	地区社協・市社協
⑤ 移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。	地区社協・市社協

【具体的な取組】（●：地区社協が行うこと ●：市社協が行うこと）

課題① 地域の高齢者世帯の困りごとの実態調査をする。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
● 周囲に困りごとを相談できない高齢者について第2層協議体へ実態調査を依頼する。	策定	継続	➡		

市 インターネットを利用した買い物支援を利用してもらうためにスマホの使い方の講習会を開催していく。	策定	準備 実施	→		
市 寄り合い処への参加を呼び掛ける。	策定	準備 実施	→		
市 周囲に困りごとを相談できない高齢者がボランティアを活用できる仕組みを検討する。	策定	準備 実施	→		

課題② 困りごとや心配ごとを気軽に相談できる方法を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 困りごとや心配事を気軽に相談できる相談窓口を広く周知する。	策定	準備 実施	→		
地 地区社協関係者はアンテナを高くして専門職に繋げる。	策定	準備 実施	→		
地 地区社協と区長会と民生委員との話し合いの場を設定する。（各自治会の会議等に民生委員が参加して現状を報告し情報共有が図れるようにしていく。）	策定	準備 実施	→		
地 高齢者の困りごとを把握するためにインターネットや無線等を活用して情報収集する方法を検討する。	策定	準備 実施	→		
市 SOSを発信できない困りごとを抱えた人に居場所作りを行い、温かく迎えらるる態勢を考える。	策定	準備 実施	→		
市 地域から受けた困りごとや心配事の相談は地域にフィードバックする。	策定	準備 実施	→		
市 市社協が気軽に困りごとを相談できる場であることを市民に周知する。	策定	準備 実施	→		

課題③ 民生委員以外の多くの人に福祉活動に携わってもらう方法を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 守秘義務や民生委員の役割と地域の関わり方を勉強する研修会を設定する。	策定	準備 実施	→		

課題④ 地域に暮らす外国人の実態を把握する。実態把握ができれば地域と交流できる方法を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 市に地域に暮らす外国人の自治会への入会を促してもらうように要望する。	策定	準備 実施	→		

④ 地に地域に暮らす外国人の居住実態を自治会に伝えてもらうよう要望する。	策定	準備 実施	→		
④ 地に市に転入時に不動産会社にも協力を得て自治会加入を促してもらうように要望する。	策定	準備 実施	→		
④ 地市役所に外国語を話せる人材を増やしてもらうように要望する。	策定	準備 実施	→		
④ 市外国人の多い地域の情報を入手して伝える。	策定	準備 実施	→		
④ 市外国人のニーズ調査を実施する。	策定	準備 実施	→		

課題⑤ 移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
④ 地チケット等を発行し宮タクが使いやすくなるように市に要望する。	策定	準備 実施	→		
④ 市移動販売等の活用を周知する。	策定	準備 実施	→		
④ 市宮バスの中継地点である福社会館で定期的にマルシェを開く。	策定	準備 実施	→		



あったか家族部会訪問事業



推進委員研修会

5 大富士地区社会福祉協議会




【現状と問題点】

- ① 8050 問題を抱える世帯で支援につながっていない世帯がある。
 - ・ 親亡き後の子の生活が困窮し周囲から孤立する可能性が高い。
 - ・ 自分達からSOSを出すことが難しい。
- ② 移動手段のない高齢者が増加している。
 - ・ 運転免許証を返納した高齢者が増えてきている。
 - ・ 買い物や病院に行くのにバス、タクシーが使いにくい。
- ③ 地域活動に参加する若い世代や単身者が少ない。
 - ・ 世代を超えた地域のつながりが希薄化している。
 - ・ 40～50歳代で未婚の人が増加している。
- ④ 地域に暮らす外国人労働者の増加。
 - ・ 外国人労働者が地域に顔を見せる機会が少ない。
 - ・ 顔が見えないことで不安が募る。

【課 題】

課 題	活動者
① 8050 世帯の実態を把握する。実態把握ができれば支援方法を検討する。	地区社協・市社協
② 移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。	地区社協・市社協
③ 40～50歳の未婚の人のニーズ調査を行いそのニーズに沿った支援を検討する。	市社協
④ 地域に暮らす外国人の実態を把握する。実態把握ができれば地域と交流できる方法を検討する。	地区社協

【具体的な取組】（●：地区社協が行うこと ●：市社協が行うこと）

課題① 8050 世帯の実態を把握する。実態把握ができれば支援方法を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
● 隣人同士、日頃から声をかけ合って、少しの変化でも気づき合える関係を築いていく。	策定	準備 実施			
● 地域の情報を地域包括支援センター、民生委員、総合相談機関、学校、警察に繋げていく。	策定	継続			
● 支援方法について地域で出来る事、専門機関につなぐことの仕分けをする場を設定する。	策定	準備 実施			

課題② 移動手手段のない高齢者の移動手手段を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
④地区社協から区を通して、地域の実態を知るためにアンケート調査を行い、その結果を基に地区社協でできることを検討し、実施していく。	策定	準備 実施	→		
④地域の福祉に関する情報を収集し、一覧表にして知らせていく。	策定	準備 実施	→		
課題③ 40～50歳の未婚の人のニーズ調査を行いそのニーズに沿った支援を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
④市社協で行っている結婚相談事業を広く市民に周知する。	策定	継続	→		
課題④ 地域に暮らす外国人の実態を把握する。実態把握ができれば地域と交流できる方法を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
④地区社協と外国人が交流できる方法を考えていく。	策定	準備 実施	→		



三世代交流グラウンドゴルフ大会



万野4区ふみよ会寄り合い処

6 富士根南地区社会福祉協議会










【現状と問題点】

- ①地域で大声をあげる人に対する不安がある。
 - ・たまに大きい声を出すので小さい子どもが怖い思いをしている。
- ②孤立している子育て中の親がいる。
 - ・子育てについて相談できる人がいない。
- ③周囲の人とつながりのないひきこもりの人がいる。
 - ・ひきこもっている人の実態が不明。
- ④移動手段のない高齢者がいる。
 - ・買い物や病院に行くことが難しい。
 - ・バスなどの公共交通機関が少ない。
- ⑤近隣の付き合いが全くない人がいる。
 - ・アパート等に住む自治会未加入者が増加している。
- ⑥高齢者独居世帯で生活に不安を感じている人がいる。
 - ・夜、孤独が増し不安になる人や出歩く人がいる。
 - ・寂しさから話し相手が欲しくなり周囲とちょっとしたことでめ事を起こす人がいる。
- ⑦老老世帯の人で不安を感じている人がいる。
 - ・老老介護で共倒れになることがある。
 - ・訪問販売で被害に遭う高齢者がいる。

【課 題】

課 題	活動者
①障がい者の理解を促進する。障がい者が地域で暮らせるような支援体制を構築する。	地区社協
②子育てサロンを作り相談できる場を構築する。	地区社協・市社協
③ひきこもりの実態を把握する。実態把握ができれば支援方法を検討する。	地区社協・市社協
④デマンドバスやタクシーの活用を検討する。公共交通以外のインフォーマルな移動手段を検討する。	地区社協・市社協
⑤近隣の付き合いが全くない人に自治会へ加入してもらう方法を検討する。	地区社協
⑥独居高齢者世帯に対する不安の調査をする。不安に対する対応策を検討する。	地区社協・市社協
⑦定期的な見守り活動の実施を検討する。	地区社協

【具体的な取組】（**地**：地区社協が行うこと **市**：市社協が行うこと）

課題① 障がい者の理解を促進する。障がい者が地域で暮らせるような支援体制を構築する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 地域で見守り活動を実施する。	策定	継続			
地 病気や障害について理解を深める機会をつくる。	策定	準備実施			
地 家族に障がいや病気を抱えている人がいることを周囲に隠さずに発信できるような状況を作る。	策定	準備実施			
地 日頃から近所付き合いをして障害や病気について周囲に相談できる関係を築く。	策定	継続			
地 定期的に見守りネットワーク委員会を開催し病気や障がいを抱えている人が地域で暮らすための問題点を確認する。	策定	継続			
地 地域で暮らす病気や障がいを抱えている人に専門の相談窓口を紹介する。	策定	継続			
課題② 子育てサロンを作り相談できる場を構築する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 子育てサロン活動を広報する。	策定	継続			
市 子育てサロン運営支援の継続。	策定	継続			
市 子育てサロンや子育て支援センター利用について、専門機関（市健康増進課、子ども未来課など）と連携し、サロンの存在や相談機関を周知する。	策定	継続			
市 子育てサロンの運営費について検討する。	策定	準備実施			
課題③ ひきこもりの実態を把握する。実態把握ができれば支援方法を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 ひきこもりの方の情報を得たら専門機関につなげるようにする。	策定	準備実施			
市 地域から入るひきこもりの方の個別のケースの情報を共有する。	策定	準備実施			

課題④ デマンドバスやタクシーの活用を検討する。公共交通以外のインフォーマルな移動手段を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
① 行政に対して、宮タクの利用方法の改善及び使いやすいシステムの構築を要望する。	策定	継続	→		
② 地区社協に移動支援を行っている先進地の事例を紹介する。	策定	継続	→		

課題⑤ 近隣の付き合いが全くない人に自治会へ加入してもらう方法を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
① 近隣の付き合いが全くない人に対して自治会と協力して声かけを行う。	策定	準備実施	→		

課題⑥ 独居高齢者世帯に対する不安の調査をする。不安に対する対応策を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
① 地域で生活する高齢者独居世帯についての情報を共有する。	策定	準備実施	→		

課題⑦ 定期的な見守り活動の実施を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
① 老老世帯に対して近隣住民で見守りを心掛ける。	策定	継続	→		
② 老老世帯で困りごとがある人に地域包括支援センターを紹介する。	策定	継続	→		



上小泉見守り活動



根ねっこ子育てサロン

7 富士根北地区社会福祉協議会



【現状と問題点】






- ① 周囲から分かりづらい生活上の困難を抱えたこども達がいる。
 - ・ 親が朝食をとらないので子どもも食べない。歩きながらパンやカップラーメンを食べる。
- ② 8050世帯が増加している。
 - ・ 親亡き後の子の生活が困窮し周囲から孤立する可能性が高い。
 - ・ 自らSOSを出すことが難しい。
- ③ 地域の若い人材が不足している。
 - ・ 地域の子どもの登下校時に交通安全の指導をしている人が高齢化しても代わる人がいない。
- ④ 外国人居住者が増加している。
 - ・ 若い外国人が集団で騒ぐ時がある。
 - ・ 地域での交流がなく日常生活の様子が分からない。

【課題】

課題	活動者
① 実態が見えやすい子どもの見守り活動について検討する。	地区社協
② 8050世帯の実態を把握する。実態把握ができれば支援方法を検討する。	地区社協・市社協
③ 若い世代の人が地域に関わるための方法を検討する。	地区社協・市社協
④ 地域に暮らす外国人の実態を把握する。実態把握ができれば地域と交流できる方法を検討する。	地区社協・市社協

【具体的な取組】（●：地区社協が行うこと ●：市社協が行うこと）

課題① 実態が見えやすい子どもの見守り活動について検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
● 近所に虐待を受けていると思われる子どもがいた際には児童相談所、市役所や市社協につなげる。	策定	継続			
課題② 8050世帯の実態を把握する。実態把握ができれば支援方法を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
● 8050世帯の人が自分達から困りごとを発信できるようになるまで、周囲がさりげない見守りを継続する。	策定	継続			

<p>市 8050 世帯の方に生活困窮者自立支援事業の利用を勧めて、継続的に就労などについて支援していく。</p>	策定	継続			
<p>課題③ 若い世代の人が地域に関わるための方法を検討する。</p>					
<p>取組事項</p>	<p>具体的な活動計画</p>				
<p>地 区長会根北支部に話し合ってもらい地域に回覧板を回して通学見守り隊（仮称）の募集を行う。</p>	策定	準備 実施			
<p>市 通学見守り隊（仮称）の実現のため、他の地域で行っている見守り活動の情報を地区社協に提供する。</p>	策定	準備 実施			
<p>課題④ 地域に暮らす外国人の実態を把握する。実態把握ができれば地域と交流できる方法を検討する。</p>					
<p>取組事項</p>	<p>具体的な活動計画</p>				
<p>地 外国人を地域の祭りやイベントなどに誘い交流し、自治会の加入につなげる。</p>	策定	継続			
<p>市 社協の生活困窮者自立支援事業などで関わっている外国人に地域のイベントの開催情報を伝える。</p>	策定	準備 実施			



ひなの会



粟倉 2 区見守り活動

8 北山山宮地区社会福祉協議会

【現状と問題点】

- ①ひきこもりで支援が必要な人がいる。
 - ・ひきこもりの人の実態が不明。
- ②地域に買い物できる場所がない。
 - ・特に高齢者が日常生活の買い物ができず困っている。
- ③地域に暮らす外国人が多い。
 - ・文化や言語の違いから意思疎通が難しい。
- ④子どもの数が少ない。
 - ・子どもが少ない上に塾や習い事が忙しく、子ども同士の交流が少ない。

【課題】

課題	活動者
①ひきこもりの方の実態把握をする。実態把握ができれば支援方法を検討する。	地区社協・市社協
②高齢者の買い物支援を検討する。	地区社協
③外国人を含めた地域交流の場の創設を検討する。	地区社協
④子どもが交流できる事業の開催を検討する。	地区社協

【具体的な取組】（●：地区社協が行うこと ●：市社協が行うこと）

課題① ひきこもりの方の実態把握をする。実態把握ができれば支援方法を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
● ひきこもりの方について得られた情報を市・市社協等の専門機関と共有する。	策定	準備 実施	→		
● ひきこもり支援の研修会の開催。	策定	準備 実施	→		
課題② 高齢者の買い物支援を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
● 買い物支援を必要としている人の実態を調査しその情報について民生委員と区長が共有する。	策定	準備 実施	→		

課題③ 外国人を含めた地域交流の場の創設を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 自治会に加入している外国人を対象に地域の行事への参加を促し、地域の日本人及び外国人がお互いに興味を持ってもらう。	策定	準備 実施	➡		
課題④ 子どもが交流できる事業の開催を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 氏神様の祭り、文化祭、どんど焼き、防災訓練等子どもが喜び祖父母も参加できる行事を企画する。	策定	継続	➡		
地 子育てサロンの実施と継続。	策定	継続	➡		
地 寄り合い処に地域の園児の参加を推奨する。	策定	継続	➡		



ふれあい配食サービス準備



山宮4区ひまわり寄り合い処

9 上野地区社会福祉協議会

【現状と問題点】

- ①高齢者で移動手段のない人がいる。
 - ・買い物に行くことや通院の際に移動することが難しい。
 - ・運転免許証返納後移動が困難な人がいる。
- ②80歳代の親と無職ひきこもり気味の50歳代の子が同居している8050世帯が増加している。
 - ・親の年金収入がなくなった時の生活が心配になる。
 - ・自分達からSOSを出すことが難しい。
- ③寄り合い処や地域の事業に参加しない高齢者世帯が増加している。
 - ・他人の見守りを嫌がる人がいる。
- ④地域の子どもの数が減少している。
 - ・子育てで孤立している親が増えている。
 - ・外で遊ぶ子どもが減っている。

【課題】

課題	活動者
①移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。	地区社協・市社協
②8050世帯の実態を把握する。実態把握ができたなら支援方法を検討する。	地区社協
③見守りやその他の支援を拒否する高齢者に対する支援方法を検討する。	地区社協・市社協
④結婚して子どもを産みやすい環境作りの検討をする。	地区社協・市社協

【具体的な取組】（●：地区社協が行うこと ●：市社協が行うこと）

課題① 移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
● 要介護者が意思を示した場合には、地域の人の協力を得て買い物、病院などの送迎の手助けをする。	策定	準備	→	実施	→
● 出張商店街を招致する。	策定	準備 実施	→		

課題② 8050世帯の実態を把握する。実態把握ができたなら支援方法を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 8050世帯の実態を知り、世帯への声掛け等支援の方策を考える。	策定	準備 実施	→	実施	→

課題③ 見守りやその他の支援を拒否する高齢者に対する支援方法を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 民生委員が声掛けして一緒に寄り合い処に行く。	策定	継続	→		
地 必要があれば地域包括支援センターに相談する。	策定	継続	→		
地 日頃から隣人が声掛けをして、お裾分けなどをして関係を構築する。	策定	継続	→		
地 上野地区社協の75歳以上の独居老人のお食事会に招待する。	策定	継続	→		
市 行事の際の送迎に対応する保険の紹介。	策定	継続	→		

課題④ 結婚して子どもを産みやすい環境作りの検討をする。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 結婚相談機関と子育てサロンを紹介する。	策定	準備 実施	→		
市 社協の結婚相談所のより一層の周知を図る。	策定	準備 実施	→		



ふれあい交流会



スポーツ大会

10 上井出地区社会福祉協議会

【現状と問題点】

- ①移動手段のない高齢者がいる。
 - ・ 運転免許証を返納した高齢者が増えてきている。
 - ・ 買い物や病院に行くのにバス、タクシーが使いにくい。
- ②認知症傾向の高齢者がいる。
 - ・ 買い物、通院、財産管理など身内が援助できている時は良いが、できなくなった時に不安がある。
- ③ 8050 問題を抱える世帯がある。
 - ・ 親亡き後の子の生活が困窮し周囲から孤立する可能性が高い。
 - ・ 自分達からSOSを出すことが難しい。
- ④外国人の自治会未加入者が増えている。
 - ・ 外国人の作業労働者が増えているが、自治会に入らず災害時の対応に苦慮することが予想される。

【課 題】

課 題	活動者
①移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。	地区社協・市社協
②地域ができる認知症高齢者の生活支援を検討する。	地区社協
③ 8050 世帯の実態を把握する。実態把握ができたなら支援方法を検討する。	地区社協・市社協
④地域に暮らす外国人の実態を把握する。実態把握ができたなら自治会に加入してもらう方法を検討する。	地区社協・市社協

【具体的な取組】（●：地区社協が行うこと ●：市社協が行うこと）

課題① 移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
● 移動手段のない高齢者の人数などの調査を行う。	策定	準備	実施	➡	
● デマンドバス利用希望者の調査を行う。	策定	準備	実施	➡	
● 運転ボランティアの登録を行う。	策定	準備	➡	実施	➡
● 市や市社協に出張商店街や移動販売の回数を増やしてもらうように要望をする。	策定	準備 実施	➡		
● 地域のニーズに合った交通サービスを紹介する。	策定	準備 実施	➡		

市 出張商店街の招致や移動販売の回数を増やすように検討する。	策定	準備 実施	→		
--------------------------------	----	----------	---	--	--

課題② 地域ができる認知症高齢者の生活支援を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 地域に暮らす認知症の疑いがある高齢者に日頃の声かけを行う。	策定	継続	→		
地 月1回の寄り合い処に参加してもらうように声かけを行う。	策定	準備 実施	→		
地 潤井川沿いの建物を整備してトイレなどを作り、いつでも開いている寄り合い処のような場所を作る。	策定	準備	→		

課題③ 8050世帯の実態を把握する。実態把握ができれば支援方法を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 8050世帯の実態がわかったら関係機関に繋ぐ。	策定	準備 実施	→		
市 8050世帯の親（家族）たちが話せる場の設置を検討する。	策定	準備 実施	→		

課題④ 地域に暮らす外国人の実態を把握する。実態把握ができれば自治会に加入してもらう方法を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 災害時のために地域に暮らす外国人の氏名などを本人に確認する。	策定	準備	実施	→	
市 市に外国語で自治会加入を勧めるチラシの作成を要望する。	策定	準備 実施	→		



ふれあい訪問



荻平出張商店街

11 白糸地区社会福祉協議会




【現状と問題点】









- ①地域で孤立している高齢者がいる。
 - ・高齢の方で農業が出来なくなると外出機会が減少する。
 - ・外出機会が減少した高齢者が健康維持や人との交流ができていないのか心配。
- ②1人暮らし高齢者が増えている。
 - ・孤立する可能性が高く、孤独死する恐れがある。
- ③支援につながっていない不登校の子どもがいる。
 - ・その子たちの将来が不安だが地域としてどのように関わっていけば良いかが分からない。
- ④他市町からの転入者が多い。
 - ・別荘地に住む方や自治会未加入の方が多く交流がない。
- ⑤未婚の単身者が多い。
 - ・孤独、孤立する傾向が高く、孤独死してしまうリスクもある。
 - ・地域との交流がない。

【課題】

課題	活動者
①高齢者が外出して交流できる場を増やすことを検討する。	地区社協・市社協
②高齢者の孤立や孤独死を防止する。	地区社協
③不登校の子どもの実態を把握する。実態把握ができれば支援方法を検討する。	地区社協
④他市からの転入者に地域の行事への参加を呼び掛け、自治会へ加入してもらう方法を検討する。	地区社協
⑤単身者のニーズ調査を実施して困りごとを把握する。	地区社協

【具体的な取組】（**地**：地区社協が行うこと **市**：市社協が行うこと）

課題① 高齢者が外出して交流できる場を増やすことを検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 地域で暮らす高齢者の方たちに対して、日々の生活の中で声かけや見守りを行い、繋がりを作っていく。	策定	継続			
地 農協や郵便局、タクシー、銀行、新聞屋さんなど、事業所に横の繋がりをもってもらおう。	策定	継続			
地 地域で暮らす方々の実態を把握し、地区社協でできることを考えていく。	策定	準備実施			

<p>地市北部にて、小規模のコミュニティバス運行の方法を、市や市社協、協議体と連携しながら、方法を考えていく。</p>	策定	準備 実施			
<p>地三世代が集まり交流する企画を計画し実施する。</p>	策定	継続			
<p>課題② 高齢者の孤立や孤独死を防止する。</p>					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
<p>地出張商店街の招致を市社協に依頼する。</p>	策定	継続			
<p>地三世代が集まり交流する企画を計画し実施する。</p>	策定	継続			
<p>課題③ 不登校の子どもの実態を把握する。実態把握ができれば支援方法を検討する。</p>					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
<p>地三世代が集まり交流する企画を計画し実施する。</p>	策定	継続			
<p>課題④ 他市からの転入者に地域の行事への参加を呼び掛け、自治会へ加入してもらう方法を検討する。</p>					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
<p>地他市町からの転入者に対して自治会に加入してもらうように市に願います。</p>	策定	継続			
<p>地三世代が集まり交流する企画を計画し実施する。</p>	策定	継続			
<p>課題 ⑤ 単身者のニーズ調査を実施して困りごとを把握する。</p>					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
<p>地三世代が集まり交流する企画を計画し実施する。</p>	策定	継続			



三世代交流フェスティバル



歳末助け合い運動

12 猪之頭地区社会福祉協議会

【現状と問題点】

- ①高齢者1人暮らし世帯や高齢者のみ世帯の人で見守りが必要な人が増えている。
 - ・老老介護で共倒れになることがある。
 - ・訪問販売での被害者が出ている。
 - ・話し相手がなく孤立している人がいる。
- ②気がかりな65歳未満の方がいる。
 - ・年齢で区切られると見守り対象から外れてしまう。
 - ・見守り対象になっていないと声をかけづらい。
- ③認知症やその疑いがある人が増加している。
 - ・徘徊して行方不明になる人がいる。
- ④独身の若者が多い。
 - ・高齢になった時、生活上の困難を抱えることになるので心配。
 - ・問題が発生した時、見守る人がいない。
- ⑤自分の近隣以外の気がかりな人がいる。
 - ・隣保の情報はわかるが、少し離れた地区の情報はわからない。
 - ・少し離れた場所にも支援したいと思う人がいてもなかなか声をかけることができない。

【課題】

課題	活動者
①定期的な見守りの活動の実施を検討する。	地区社協・市社協
②見守り対象から外れてしまう気がかりな方の支援方法について検討する。	地区社協・市社協
③認知症のある人が行方不明になった時の対応を検討する。	地区社協
④独身の若者のニーズの把握を行う。把握できたらニーズに沿った支援を検討する。	地区社協
⑤隣保の圏域を越えた支援方法を検討する。	地区社協

【具体的な取組】（地：地区社協が行うこと 市：市社協が行うこと）

課題① 定期的な見守りの活動の実施を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 地区社協で携帯電話を購入して市社協に預け、市社協に猪之頭専用の相談窓口になってもらうことについて検討していく。	策定	準備 実施			
地 地区社協や寄り合い処、スロトレ、消防、防災、NPO など各種団体で、認知症やその疑いのある人等を含め、気がかりな人について話し合う場をつくり、個人情報に配慮しながら情報共有を行う。	策定	準備 実施			
地 高齢者1人暮らし世帯や高齢者のみ世帯の人に対して既存の組織を活用し隣保班長が月に1・2回訪問し情報収集や目配り、気配りをする。	策定	準備 実施			
地 GPSの貸し出しを市に依頼できるか検討していく。	策定	準備 実施			
市 地区社協や寄り合い処、スロトレ、消防、防災、NPO など、気がかりな人のことを把握している各種団体へ、市社協が相談窓口となっていることがわかるチラシを作成し配布する。	策定	準備 実施			
課題 ②見守り対象から外れてしまう気がかりな方の支援方法について検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 GPSの貸し出しを市に依頼できるか検討していく。	策定	準備 実施			
市 困りごとが発生した際に地域から連絡を受け、地域包括支援センター、警察などの関係機関に繋ぐ。	策定	準備 実施			
課題③ 認知症の方が行方不明になった時の対応を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 GPSの貸し出しを市に依頼できるか検討していく。	策定	準備 実施			

課題④ 独身の若者のニーズの把握を行う。把握できたらニーズに沿った支援を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 地域に暮らす独身の若者の実態を把握していく。	策定	継続	→		
課題⑤ 隣保の圏域を越えた支援方法を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 自分の隣保班以外で気がかりな人がいた際には民生委員や区長に伝える。	策定	継続	→		



ふれあい交流会



心の宅配便

13 芝川地区社会福祉協議会

【現状と問題点】

- ①認知症やその疑いのある人が増加している。
 - ・徘徊して行方不明になる人がいる。
- ②高齢者の独居世帯や2人暮らし世帯で移動手段のない人がいる。
 - ・日常の買い物や通院することが難しい。
- ③自治会から抜ける気がかりな人がいる。
 - ・災害時の地域の連絡網に情報がない。
 - ・住人の実態が把握できない。
- ④家庭内で孤立している人がいる。
 - ・地域で認識しづらい家庭内のモラハラ、パワハラがある。

【課題】

課題	活動者
①認知症のある人が行方不明になった時の対応を検討する。	地区社協・市社協
②移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。	地区社協・市社協
③住民に自治会へ加入してもらう方法を検討する。	地区社協・市社協
④DVなどの相談先を地域の中で周知する。	地区社協

【具体的な取組】（●：地区社協が行うこと ●：市社協が行うこと）

課題① 認知症のある人が行方不明になった時の対応を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
● 認知症やその疑いがある人の実態把握に努める。	策定	準備	実施	→	
● 認知症の疑いのある人の相談場所を紹介する。	策定	準備 実施	→		
● 地区社協が主体となって自治会を対象に認知症の勉強会を開催し認知症を隠さなくていい地域づくりに取り組む。	策定	準備 実施	→		
● 第2層協議体に見守り活動の制度化を要望する。	策定	準備 実施	→		
● 連携会議への参加、協力。	策定	準備 実施	→		

課題② 移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
① 移動手段のない高齢者の実態について見守り活動を通じて班長、町内会長、区長より情報を集め、民生委員と情報を共有する。	策定	継続	→		
② 芝川地域で宮タクを試験的に運行しているが住民に周知されていないので、地区社協で宮タクについての勉強会を開催し住民に周知していく。	策定	準備 実施	→		
③ 市に宮タク勉強会の講師を依頼する。	策定	準備 実施	→		
課題③ 住民に自治会へ加入してもらう方法を検討する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
① 自治会から抜ける気がかりの人については市に情報を伝える。	策定	継続	→		
② 地区社協での調査結果を市に報告し、地域の現状を伝える。	策定	準備 実施	→		
課題④ DVなどの相談先を地域の中で周知する。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
① 地区社協で実施しているまちかど福祉相談を周知する。	策定	継続	→		
② 地区社協が主体となり連携会議を復活させて地域の福祉課題について話し合う場を設定する。	策定	準備 実施	→		



廻沢出張商店街



地区社協事務所での会議

14 柚野稲子地区社会福祉協議会

【現状と問題点】

- ①独居老人世帯、高齢者のみ世帯が増加している。
 - ・老老介護世帯で共倒れになる恐れがある。
 - ・孤立して孤独死する恐れがある。
- ②移動手段のない高齢者がいる。
 - ・運転免許証を返納した高齢者が増えてきている。
 - ・バスが通っているが買い物や病院に行くのに使いにくい。
- ③地域に不登校の児童、生徒がいる。
 - ・家庭環境やその他のことから起因する精神面が影響している可能性がある。
- ④少子化で地域の子どもの数が減っている。
 - ・稲子地区は特に問題。
 - ・柚野地区、新興住宅地があるのでなんとか現状維持できている。

【課題】

課題	活動者
①高齢者の孤立や孤独死を防ぐ。	地区社協・市社協
②移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。	地区社協・市社協
③不登校の子どもの実態を把握する。実態把握ができれば支援方法を検討する。	地区社協
④柚野稲子地区の少子化問題の実態を把握する。	地区社協

【具体的な取組】（●：地区社協が行うこと ●：市社協が行うこと）

課題① 高齢者の孤立や孤独死を防ぐ。					
取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
● 実際に困っている人はなかなか自分から助けを求めにくいので戸別訪問を行い実態を調査する。	策定	準備 実施	➡		
● 区長が地区社協の理解を深めるための座談会を継続的に開催する。	策定	準備 実施	➡		
● 困っている人について、区長が区の役員に働きかけ個別でニーズ把握を行い、地区社協と情報共有する。	策定	準備 実施	➡		

地 柚野稲子応援隊が自分達の活動を PR する。	策定	準備 実施			
地 困っている人について地区社協が様々な団体に協力を求めていく。	策定	準備 実施			
地 稲子地区において定期的に消防ポンプの点検と公民館掃除の際に高齢者の孤立や孤独死を防ぐための安否確認を行う。	策定	継続			
市 区長が参加する地区社協の座談会へ参加し運営に協力する。	策定	準備 実施			
市 地区社協の活動を住民に周知する。	策定	準備 実施			

課題② 移動手段のない高齢者の移動手段を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 実際に困っている人はなかなか自分から助けを求めにくいので戸別訪問を行い実態を調査する。	策定	準備 実施			
地 区長が地区社協の理解を深めるための座談会を継続的に開催する。	策定	準備 実施			
地 困っている人について、区長が区の役員に働きかけ個別でニーズ把握を行い、地区社協と情報共有する。	策定	準備 実施			
地 柚野稲子応援隊が自分達の活動を PR する。	策定	準備 実施			
地 困っている人について地区社協が様々な団体に協力を求めていく。	策定	準備 実施			
市 区長が参加する地区社協の座談会へ参加し運営に協力する。	策定	準備 実施			
市 地区社協の活動を住民に周知する。	策定	準備 実施			

課題③ 不登校の子どもの実態を把握する。実態把握ができたなら支援方法を検討する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 不登校の児童、生徒について実態を把握するのは難しいが、学校と連携していく。	策定	準備 実施			

課題④ 柚野稲子地区の少子化問題の実態を把握する。

取組事項	具体的な活動計画				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地 少子化問題対策として子育てサロンや学童への支援を行う。	策定	準備 実施	➔		



ゆずっこ子育てサロン



稲子支部グラウンドゴルフ大会

資料編

富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士宮市の保健・医療・福祉に係る諸計画を策定し、及び当該諸計画における施策を総合的かつ効果的に推進するため、富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 保健・医療・福祉に係る諸計画の策定に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉施策の総合的な推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 地域住民団体の代表者
- (2) 保健、医療、福祉等関係団体の代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 市民
- (5) 行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門委員会を置く。

2 専門委員会は、第2条各号に掲げる事項が的確に行われるようにするため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果を委員会に提言する。

3 第3条から第6条まで及び第8条の規定は、専門委員会について準用する。この場合において、第3条第1項中「委員会」とあるのは「専門委員会」と、「25人」とあるのは「10人」と、第5条第1項及び第6条第1項中「委員会」とあるのは「専門委員会」と

読み替えるものとする。

(報償費)

第8条 委員（第3条第2項第5号の委員を除く。）が会議に出席した場合は、日額7,400円を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成17年9月1日市長決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、市長決裁の日から施行する。

(富士宮市保健福祉計画推進委員会設置要綱の廃止)

2 富士宮市保健福祉計画推進委員会設置要綱(平成13年2月14日市長決裁)は、廃止する。

(専門委員の任期の特例)

3 専門委員会が新たに設置された場合の最初の委員の任期については、第7条第3項において準用する第4条第1項本文の規定にかかわらず、2年以内とする。

附 則（平成18年5月9日市長決裁）

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

～改正附則一部省略～

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の第3条第2項の規定により委嘱されている委員は、改正後の第3条第2項の規定により依頼された委員とみなす。

地域福祉計画策定専門委員会委員名簿

氏名	所属団体	選出区分
大河原 忠	市区長会	地域住民団体の代表者
遠藤久仁子	市社会福祉協議会	保健、医療、福祉関係団体の代表者
高橋 房恵	市手をつなぐ育成会	保健、医療、福祉関係団体の代表者
小林 收	市民生委員児童委員協議会	保健、医療、福祉関係団体の代表者
多田みゆき	市介護保険事業者連絡協議会	保健、医療、福祉関係団体の代表者
足立てるみ	富丘保育園	知識経験を有する者
土屋 幸己	一般社団法人 コミュニティーネットハピネス	知識経験を有する者

地域福祉活動計画策定・推進委員会委員

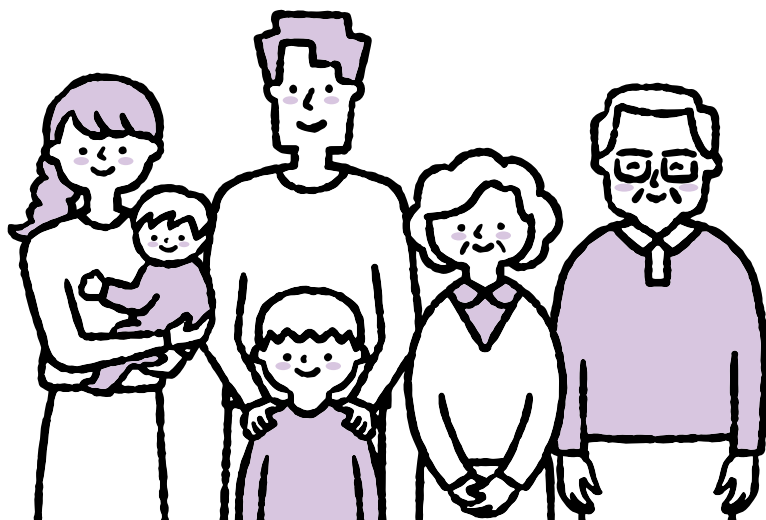
氏名	所属団体	選出区分
井口 晴道	市区長会	地域住民団体代表
山崎 好信	生活支援・介護予防サービス体制 整備協議会	地域福祉に関する知識者
齋藤 幸子	すくすくサロンゆずっ子	地域福祉に関する知識者
佐野 秀明	市ボランティア連絡会	知識経験を有する者
山川 忠洋	富士旭出学園	地域福祉に関する知識者
望月 和洋	市校長会	福祉教育に関する知識者

富士宮市地域福祉推進計画策定の経緯・経過

令和2年度		
R2.11.27	富士宮市地域福祉計画策定専門委員会、地域福祉活動計画策定・推進委員会合同会議の開催	策定方針の確認
R2.12.16	基幹相談支援センターへのヒアリング調査の実施	部門や機関を横断して抱える課題や市民ニーズの調査
R2.12.22	青少年相談センター、障がい者相談支援事業所へのヒアリング調査の実施	
R2.12.23	市と社協の合同調整会議	市民アンケートの実施について
R3.1.8	市と社協の合同調整会議	市民アンケートと16項目の整理
R3.1.13	生活困窮者自立相談支援事業所へのヒアリング調査の実施	部門や機関を横断して抱える課題や市民ニーズの調査
R3.1.15	子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター、地域医療連携室へのヒアリング調査の実施	
R3.1.19	市と社協の合同調整会議	市民アンケートの最終調整
R3.2.1 ～ R3.2.28	市民アンケートの実施	1,000人対象、回収数474件
R3.3.26	富士宮市地域福祉計画策定専門委員会、地域福祉活動計画策定・推進委員会合同会議の開催	前期の取組状況と評価・検証について、策定スケジュールの確認

令和3年度		
R3.4.27	市と社協の合同調整会議	策定スケジュールの確認
R3.5.11	市と社協の合同調整会議	計画策定の今後の予定について、アドバイザーの設置について
R3.5.18	市と社協の合同調整会議	住民懇談会の実施について
R3.6.1	市と社協の合同調整会議	住民懇談会の実施について
R3.6.15	市、社協、土屋アドバイザーによる合同調整会議	住民懇談会前に視聴する動画作成について
R3.6.22	市、社協、土屋アドバイザーによる合同調整会議	住民懇談会で使用するワークシートについて
R3.7.20 ～ R3.9.7	住民懇談会の参加者が事前に視聴する動画の視聴	制作者 一般社団法人 コミュニティーネットハピネス 代表理事 土屋 幸己
R3.7.30 ～ R3.11.30	住民懇談会の開催	対象：14地区、12回開催
R3.9.9	市と社協の合同調整会議	計画の骨子について
R3.9.16	市と社協の合同調整会議	計画で取り組むべき16項目について

令和3年度		
R3.9.30	市と社協の合同調整会議	緊急事態措置を踏まえた住民懇談会の開催方法について
R3.10.8	市、社協、土屋アドバイザーによる合同調整会議	施策の検討及び住民懇談会の中間報告について
R3.10.20	市、社協、土屋アドバイザーによる合同調整会議	住民懇談会での意見のまとめ方について
R3.11.24	市、社協、土屋アドバイザーによる合同調整会議	計画案の確認
R3.12.7	市、社協、土屋アドバイザーによる合同調整会議	計画案の修正
R3.12.15	富士宮市地域福祉計画策定専門委員会、地域福祉活動計画策定・推進委員会合同会議の開催	計画案について
R3.1.5 ～ R3.2.16	パブリックコメントの実施	
R3.2.25	富士宮市地域福祉計画策定専門委員会、地域福祉活動計画策定・推進委員会合同会議の開催	計画最終案について
R3.3.16	保健・医療・福祉計画策定推進委員会の開催	計画最終案について



計画の施策と「地域福祉計画に盛り込むべき事項」の一覧

国は、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」により、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項を示しています。

そのため、本計画では該当する基本目標に盛り込み、策定しています。

(盛り込むべき事項)

ア	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
イ	高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
ウ	制度の狭間の課題への対応の在り方
エ	生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
オ	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
カ	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
キ	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
ク	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
ケ	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
コ	高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている問題にも着目した支援の在り方
サ	保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
シ	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
ス	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
セ	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の換気も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
ソ	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
タ	全庁的な体制整備
②	地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
③	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
④	地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項
⑤	包括的な支援体制の整備に関する事項

(基本施策と「盛り込むべき事項」の対応)

基本目標	基本施策	盛り込むべき事項
地域で支えあえる 仕組みづくり	地域共生の意識の醸成	サ、セ、②、④
	福祉社会の担い手づくり	シ、②、③、④、⑤
適切な支援を受けられる 仕組みづくり	包括的な福祉サービスの整備	イ、ウ、エ、ソ、タ ④、⑤
	福祉サービス利用者の権利擁護の促進	ケ、コ
	適切な窓口につながるための情報発信	④
安心して、いきいきと生活 できる仕組みづくり	地域防災活動の推進	②
	地域福祉環境の整備充実	カ、ス、タ
	社会参加の促進	ア、オ、キ、シ、タ ②、④

相談支援機関へのヒアリング調査

高齢者、障がい者、子ども等から相談を受け付けている相談支援機関から、部門や機関を横断して抱える課題等をヒアリングし、市民のニーズや課題について分析することを目的に実施しました。

実施日	ヒアリング対象	分野
令和2年12月16日	基幹相談支援センター	障害
12月22日	青少年相談センター	児童
12月22日	障がい者相談支援事業所	障害
令和3年1月13日	生活困窮者自立相談支援事業所	生活困窮
1月15日	子育て世代包括支援センター	児童
1月15日	地域包括支援センター	高齢
1月15日	地域医療連携室	医療

(ヒアリングシートから抜粋)

今後連携して取り組みたい事と連携先機関

基幹相談支援センター

- ・成人になってはじめて障害がわかるというケースが散見されるので、学校と療育との連携が必要だと感じる。

青少年相談センター

- ・発達障がいの人が卒業後、就労の準備段階に研修を受けることができるように連携したい。

子育て世代包括支援センター

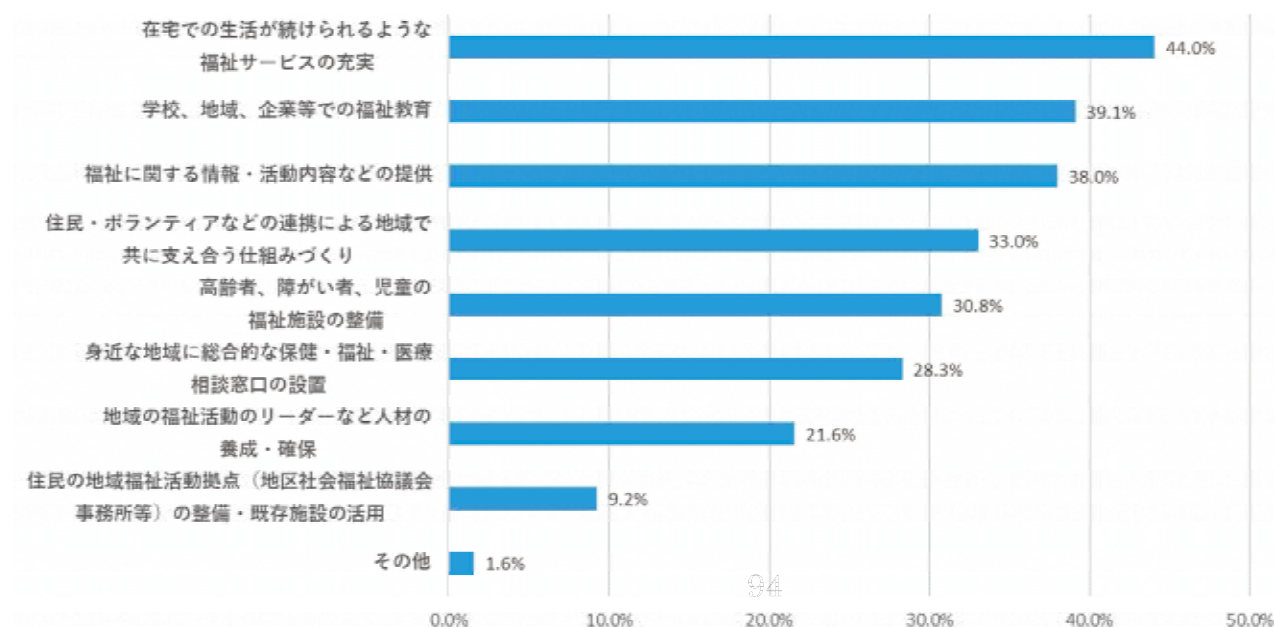
- ・子育て支援に関わる関係各所（保健センター、保育園・幼稚園など）で情報共有する場づくりが必要だと感じる。

市民アンケート調査

第4期計画の策定に当たり、幅広い市民のニーズや意向について意見を収集するために実施しました。

(アンケートの抜粋)

地域福祉をすすめていくために、今後、優先的に取り組むのは、どのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)



住民懇談会

各生活圏域における問題や課題を把握し、今後の取組について議論することを目的に開催しました。

14の地区社会福祉協議会

	開催日	地区	会場
第1回	令和3年 7月30日	大宮西、大宮、大宮東	市役所
	8月6日	北山山宮、上野	上野会館
	10月19日	富丘、大富士	大富士交流センター
	10月28日	猪之頭、白糸、上井出	猪之頭区民館
	11月2日	富士根南、富士根北	富士根北公民館
	11月4日	芝川、柚野稲子	柚野公民館
第2回	11月10日	大宮西、大宮、大宮東	市役所
	11月12日	北山山宮、上野	北山会館
	11月17日	猪之頭、白糸、上井出	上井出区民館
	11月19日	富丘、大富士	大富士交流センター
	11月25日	富士根南、富士根北	総合福社会館
	11月30日	芝川、柚野稲子	柚野公民館



住民懇談会の参加者が事前に視聴する動画の制作

題 名 地域福祉計画について考える
～地域福祉計画の目的と役割～

制 作 者 一般社団法人 コミュニティーネットハピネス
代表理事 土屋 幸己 氏

本来ならば、住民懇談会に参加する住民が一堂に会してキックオフフォーラムを開催することを予定していましたが、コロナ禍により開催を見合わせたことから、その代替りとなる動画を制作し、市社会福祉協議会ホームページからリンクして視聴できる環境を整えました。動画の制作は総合アドバイザーの土屋幸己氏に依頼し、地域福祉計画と地域福祉活動計画の説明や市と市社協が一体的に計画を策定する意義などの内容を盛り込み参加者全員が事前に視聴して住民懇談会に臨みました。



用語解説

○介護予防ボランティア

地域に密着した健康づくりの担い手、ボランティアの総称。具体的には、保健委員、健康づくり食生活推進委員、筋トレ応援隊、民生委員・児童委員、主任児童委員、8020 推進委員等になります。

○環境福祉

児童の養育についての経済的問題、養育に欠ける問題、不良な地域環境、マスコミ等児童をめぐる環境条件に関すること。

○気になる子

発達障がいや知的障がいの疑いのある子ども、また環境や育て方に問題がある可能性が高い子どものこと。

○市社協

富士宮市社会福祉協議会のこと。地域のさまざまな生活上の問題をみんなで考え、話し合い、協力して解決を図り、「だれもが安心して暮らせる、ひとにやさしい福祉のまちづくりをめざす」民間の団体のこと。

○重層的支援体制

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業のこと。

○制度の狭間にある人

介護保険法や障害者総合支援法等の各福祉サービスの対象にならない人のこと。

○セルフネグレクト

生活環境や栄養状態が悪化しているのに、それを改善しようという気力を失い、周囲に助けを求めない状態。ゴミ屋敷や孤立死の原因とも言われています。

○地域福祉コーディネーター

地域福祉コーディネーターは、①地区社協の活動支援、②市社協や市などにつなぐ相談窓口、③団体間のコーディネート（連携調整）を担い、地区社協とともに地域福祉の課題解決を目指しています。市は、市社協に対し地域福祉コーディネーターとなる地区担当職員の配置を支援しています。

○地域包括ケアシステム

本人のニーズ、状態に応じた住まいが提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、フォーマル、インフォーマルサービス等の様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような体制のこと。

○地域見守りあんしん事業

新聞配達や宅配業者など高齢者の自宅に訪問する機会のある事業所や、スーパー・コンビニ・郵便局など普段お客様と接する機会のある店舗に対して市と協定を締結し、「気になる」「様子がおかしい」と感じた時に、相談機関に連絡する事業のこと。

○地域寄り合い処

身近な地域の方たちが、公民館や自宅などを使用し、おしゃべりのできる場を通じて仲間づくりや生きがいづくりを進め、孤立の予防・解消をしていく場所です。

○地区社協

概ね中学校区域に組織化され、地域住民の主体的な福祉活動の推進を行う組織。自治会、民生委員児童委員協議会、保健委員協議会、保護司会、更生保護女性会、シニアクラブ、子ども会等の各種団体の代表者・関係者と地域福祉に熱意のあるボランティアによって構成されています。

○デマンドバス、タクシー（デマンド型交通）

デマンド型とは利用者の予約に応じて運行する輸送サービスのことで、市では宮タクが運行されています。全国的には、地域の実情に応じ様々な形で運行されており、「定時定路線型で固定ダイヤ型のバスや電車と同じ形式」「巡回ルート为非固定ダイヤで回る形式」「基本的にダイヤは固定されているが、自由経路を周って予約が入っている場所へ立ち寄る形式」「自由経路のドアツードア形式で非固定ダイヤ形式」があります。

○特別支援学級

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のこと。

○認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症のある人や家族を温かく見守るサポーターを養成する講座のこと。

○8050問題

「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題。背景は子どものひきこもりの長期化、親の高齢化等があります。こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ちいかなくなる深刻なケースが生じています。

○ピアカウンセリング

同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として相談し合い、仲間同士で支え合うことを目的としたカウンセリングのこと。

○避難行動要支援者

災害が発生した場合や、発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者のこと。

○ファミリー・サポート・センター

仕事と育児の両立支援のため、子育てを手助けしてほしい人（委託会員）と、お手伝いしたい人（受託会員）が、会員として登録し、育児サービスの活動を支援する会員組織のこと。

○複合的な地域生活課題

1つの世帯に複数の生活課題が存在している状態（8050世帯や介護と育児のダブルケアなど）のこと。

○福祉避難所

災害時に一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者のため、バリアフリー対策等が施され、協定に基づき社会福祉施設等を利用して開設する避難所のこと。

○富士山学習PART II

市内全小中学校で取り組んでいる総合的な学習の時間のこと。小中学生がこの時間を利用して、自主的にテーマを決め、学習成果を発表し合う取組を行っています。

○富士山まちづくり出前講座

市民と行政が一体となってまちづくりを進めるため、市が行っている事業の中で市民の「知りたい」「聞きたい」内容について、市の職員が講師となり、地域へ出向いて講座を行っています。原則として、10人以上の自治会や学校などのグループであれば、誰でも申し込みができます。

○放課後児童クラブ

昼間就労等で、保護者のいない家庭の小学校低学年児童を預かり、遊びを主体として児童の育成や指導をするところ。

○ヤングケアラー

本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている子どものこと。

